平成23年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(13日目)

平成23年12月6日(火) 午前10時00分 開 議

- 1 議事日程
 - 第 1

一般質問

- 2 会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(17名)
 - 1番 小畑 傳君
 - 2番 滝波登喜男君
 - 3番 金元 直栄君
 - 4番 齋藤則男君
 - 5番 長 岡 千惠子 君
 - 6番 原田武紀君
 - 7番 川 治 孝 行 君
 - 8番 川崎直文君
 - 9番 多田憲治君
 - 10番 上坂久則君
 - 11番 長谷川 治 人 君
 - 13番 松川正樹君
 - 14番 渡邊善春君
 - 15番 伊藤博夫君
 - 16番 上田 誠君
 - 17番 酒 井 要 君
 - 18番 河合永充君
- 4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 雄 君 松 本 文 副 町 長 中 博 次 君 田 教 育 長 青 慶 行 君 Щ 防 長 中 勘太郎 消 村 君 務 長 洋 君 総 課 布 目 画財 政 課 長 村 岩 企 山 夫 君 計 長 花 子 슾 課 立 紀 君 監 理 長 課 南 部 顕 浩 君 務 君 税 課 長 田 和 郎 Щ 栄 君 住 民 生 活 課 長 市 尚 境 長 課 勝 見 隆 君 環 祉 保 健 課 長 尚 本 栄 君 育て支援課長 伊 藤 悦 子 君 林 農 課 長 林 良 君 小 光課 工観 長 君 酒 井 圭 治 建 設 課 長 下 誠 君 Щ 上 道 課 長 本 君 水 Щ 清 美 下 水 道 課 長 清 水 満 君 健康福祉施設整備室長 Щ 田 幸 稔 君 平 寺 支 所 椛 永 長 Щ 勇 君 支 上 志 比 所 長 茶 谷 重 敏 君 学 校 教 育 課 長 末 永 正 見 君 生 涯 学 習 課 長谷川 長 伸 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長南 部 辰 夫 君書山 田 孝 明 君

(午前10時00分 開議)

~開 会 宣 告~

○議長(河合永充君) 一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはお忙しいところご参集をいただき、ここに13日目の 議事が開会できますことを心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

~日程第1 一般質問~

○議長(河合永充君) 日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行します。初めに、3番、金元君の質問を許します。3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 日本共産党の金元です。

私は町民の立場から、特に来年度から計画されている介護保険や、また町政の いろんな問題について質問していきたいと考えています。

私の質問通告は、1つは、第5期介護保険計画で町の介護はどうなるということです。2つ目は、保健師を社会福祉協議会採用にするというのはどういうことという、これは疑問符のついたやつです。3つ目は、消防体制、いつまでにどういう形で整備するのか、これが3つ目です。4つ目は、本庁舎の耐震補強工事と同時に庁舎にエレベーターの設置をという質問で準備しています。

まず、介護保険の問題です。

第5期介護保険計画で、町の介護保険はどうなるということですけれども、昨日も同僚議員も質問していました。介護保険制度では、この制度を運営していくためにと3年ごとに計画をつくって、今後3年間の運営の方向を見定め、これからの介護保険サービスの内容や施設の整備の方向性、その間の介護保険料も定めることになっています。

今、町では来年4月からの実施目指して第5期の介護保険計画を策定中ですけれども、そこで、一つは来年度は第5期の介護保険計画が出発する年。この5次計画の策定目指して国が示したこれからの介護保険の方向性はどのようなもの

か。また、国の示した方向性や示されたものを町としては町の介護保険との関係 でどのようにとらえているのか。また、介護保険料はどうなるのか。これについ ては、きのうも答弁されていますので、簡単にわかりやすくで結構ですから答弁 をお願いしたいのと。

2つ目ですけれども、第5期の介護保険計画を策定する上でのより利用しやすい制度とするために、本町の課題は整理されているのかという点では、計画策定のために行った高齢者への実態調査アンケートから見えてくるものはどう考えているのか。その辺を少し答弁お願いします。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) お答えさせていただきます。

まず、介護保険が国が示したこれからの介護の方向性とはということで、きの うも原田議員の質問もございましたので重複するかと思いますけれども、よろし くお願いします。

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるということになっております。医療と介護の連携の強化ということで、1つ目に介護人材の確保とサービス、質の向上、2つ目として高齢者の住まいの整備等、3つ目として認知症対策の推進、4つ目として保険者による主体的な取り組みの推進等があります。

以上のようなことから、地域に暮らすだれもが住みなれた地域で安心して生活し続けることが施策を充実し、強化することだと思っております。

この自立した生活を営めるようということで、医療と介護予防、これらのシステムですけれども、私が思うには第4期の計画のときに、国のほうでは介護療養病床の取り扱いですけれども、4期のときに廃止するというふうな方向を打ち出していたんですけれども、これが実際的には実現できず先延ばしというふうな形になった経緯もあるかと思います。これは27年度まで延ばすというふうなことで、新規事業は認めないということで、今まで病院等の行っていた介護病床から在宅のほうへ戻るというふうなこともあって医療連携との強化をしていきなさいというふうな打ち出しがあったのではないかとも思われております。

それから、2つ目ですね。介護保険計画の策定に本町の課題は整理されているのかということでございますけれども、第4期の計画の達成度や要介護者の推移を検証しております。高齢者の生活状況、健康状態などから高齢者の日常生活の

実態を調査し、介護予防事業や介護サービスを把握するため、高齢者実態調査の アンケートを実施いたしました。65歳以上の高齢者を対象に2,000通配布 をいたしまして、1,114通の回収がございました。回収率は55.7%でご ざいました。この調査をもとに、高齢者の希望や課題を分析し、計画に結びつけ ていこうという考えでございます。

内容につきましては、まだ分析中でございまして、いろいろこの内容から出て くるものがあるかと思いますけれども、やはり在宅中心というふうな方向のこと を考えておるところでございます。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) そう聞いて、国の示した方向については大体そういう方向な のかなと思っているところです。ただ、そこにどういう問題があるのかというの をしっかり見据える必要があると思うんですね。

例えば住居、高齢者の住居、安心して暮らせる住居を保障するということを国は示しています。これは国会でも全会一致で可決されたんですが、言いかえると、例えば今の施設入所者が入っている施設、例えば個室とかユニットというのがあります。それを分離して介護サービスつきというんですか、そういう住宅をつくったらどうかという提起なんですね。そうすると現実的には介護保険から切り離されて自活しなさいということにもつながってしまう。そこはよく見ておく必要があると思うんです。要するに、ちょっと見てくれる人がいる個室の住宅を、行政ばっかりでなしに民間も含めてつくりなさいと。そうなってくると、介護保険等からどんどん切り離されてくる人たちも出てくる可能性があるということで、試算してみると大体町営住宅みたいに公営住宅という位置づけではないですから、国からの補助がどうあるかわからないわけですから20万円以上の負担になるんでないか。そういうことになると言われていますから、その辺も十分考える必要があると思うんです。それをいわゆる公が保障するということであれば、それはそれでいいと思うんです。ただ、そういうことをきちっと見抜いていく必要があると思っています。

さらに、第5期の介護保険計画を策定する上で高齢者の実態調査をやったということですが、55.7%。本町には65歳以上の高齢者は五千数百人いますから、それから見るとかなり少ない。自治体によっては全高齢者からアンケートを聞き取りで生活の実態調査も含めてやるんだということでやっているところもあ

ると聞いています。これはまた後から触れますけれども。

ただ、ここで一つ聞きたいのは、今年度ですか、町独自に高齢者の実態調査を、 アンケートで書かなかった人たちについては実態調査を国の臨時雇用対策のお金 を受けてやるということでした。そういうことではどう進めてきて、その結果も 今度は反映されるんでしょうか。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) まず、高齢者のサービスつき高齢者住宅と介護保険 の連携イメージということで、こういうふうな国の示したイメージ図もございます。これは、うちの課だけで対応することはちょっと無理なんですけれども、今後、公共の住宅を建設するときにこういうふうなサービスつきの高齢者住宅というふうなのをできないかということで国のほうは示しておりますけれども、これにはやはり国土交通省、それから厚生労働省関係の補助等も確立していませんので、この計画の中では国が示しているのはこういうふうなイメージですよということだけは示されております。今後、住宅建設等については、今ほど議員がおっしゃったような高齢者向けのサービスつきの住宅も考えてくださいというふうなことだと思っております。

それから、済みません、もう一つ何でしたっけ。

- ○3番(金元直栄君) 独自に高齢者の実態調査をするということで。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 今、うちは民生委員さんをお願いしておりまして、 支え合い事業、9月補正でお願いしました分について、ひとり暮らし、それから 老老世帯等の実態調査をしております。ほとんど今集計段階に入っておりまして、 まだ二、三出てこないところもございますけれども、そういうふうな実態調査等 もやっております。

できれば今年度中ということで作成をしております。その中には、ひとり暮ら し高齢者、それから老老世帯等の住宅地図までに落とせる情報、そういうふうな のを一元化して、災害、それからうちの高齢者の実態ということで、社会福祉協 議会、それから区長さん等との連携もとりまして、地域で安心して高齢者を見て いただけるような体制づくりを今目指しているところでございます。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) それは、本町の独自の調査については僕は期待しています。 それが本当は介護保険に生かされるようにしてほしいと思っています。

といいますのは、国が示した地域包括のケアをやっていこう。地域で高齢者が

安心してって、聞こえはいいんですね。でも地域で、施設に入らずに、施設についてはもうつくりませんから入れない人もいるでしょう。そういう人たちは地域で我慢して、地域の人たちに見守られるように暮らせるようにしていこうというねらい。

今度の国の方針の大きな柱というのは、いかに介護保険のいわゆる総枠という んですか利用を抑制するかということに貫かれているんですね、ご存じのとおり。 施設に入らんとけば安くなるわけですから、課長も答弁されているように。そう いうことを目指しているというのが柱になっていますから、そこはよく見ていく 必要があると思うんです。逆に言うと、自治体の役割というのはますます重くな ってくるということです。

第5期の計画で本町の介護はどのようにしていくのかという意味では、そういう国の方針の中でどうしていくのかというのをもっと総合的に考える必要がある んでないかと思っています。

例えば1つは、地域包括支援センターをどのように位置づけていくのか。今でも体制が弱い。できた当初から弱いと言われているんですが、高齢者の福祉の拠点、高齢者をどうつかんでいくかということで設けられたのが地域包括支援センターでした。そういうセンターをどうしていくのか。特に地域包括支援センターが設けられた根拠というのをもう少し整理して一言聞きたいのと、町は今後、その地域包括支援センターについては社会福祉協議会に委託したいと考えているようですから、そのこともちょっと聞きたいです。

私は、本来、行政がやるべき、持つべき窓口をそういうところに渡してしまうのはどうかというのと、高齢者全般を見回していくそういう部署になるわけですから、それを一福祉法人に委託するというのは僕は、高齢者の問題でも問題が生ずる可能性があると思っています。地域にはいろんな福祉事業をやっている施設があるわけですから、そういう関係でも問題ではないかと思います。

さらにもう一つ、デイサービスセンターなど本町の施設は満杯の状態が長く続いていますけれども、それらの体制強化の方向性はこの計画ではどのようにしていくつもりなのかも聞きたいと思うんです。だから、総合的にどう考えていくかということについても一言あればいいと思います。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) それでは、今の地域包括支援センターの位置づけ、 強化ですけれども、このことでは介護サービスを行う上で重要な部署だと感じて

おります。要支援者のケアマネジメント、それから介護予防ケアマネジメント、 虐待相談、高齢者の各種相談、成年後見制度などを行っているところでございま す。

これからは、在宅介護支援センターと地域包括支援センターを組み合わせ、介護サービスの強化を図っていきたいというふうに考えております。現在、地域包括支援センターは3名で運営をしております。今、ぎりぎりの状態で大変忙しい部署となっておりまして、今後高齢者がふえてくると今の現状では多分なかなか処理できないというふうなこともございまして、地域包括支援センターと、それから在宅介護支援センター、今これ社協のほうにお願いしているわけなんですけれども、これは24時間の介護の電話の受け付けとか相談、そういうふうなことをやっておりますので、これを組み合わせてやっていくと、より強化的になるというふうなこと。

それから、先ほど言いましたように今の現状の3名では非常に無理が生じているということもありまして、できれば社会福祉協議会にこれを一括してお願いしたいと。将来的には人数も当然ふえていくことも考えられますので、現状として町ではなかなか人数をふやすということは非常に難しいこともありまして、そういうふうなことを考えているところでごす。

それから、この在宅介護支援センターとの連携によって、より強化的になる。 それから、行政との関連が薄くなるんじゃないかということなんですけれども、 包括支援センターの場合、運営委員会をやっておりまして、その中でいろいろと 協議をしておりますので、当然行政のほうも入りますので、そういうふうなこと は行政からの密度が薄くなるということは考えられにくいと思います。なお一層 強化的になるんじゃないかというふうに私は感じているところでございます。

それから、デイサービスセンターの問題ですけれども、現在、デイサービスは、ことし、ほっこりができましたので事業所が永平寺町に6事業所ございます。定員が1日182人、利用状況が371人の方が週2回から3回利用しているという状況でございます。現状では利用者の方が定員オーバーで利用できないという状況ではなく、苦情も聞いておりません。しかし、町外の施設を利用している方も実態調査では54名ほどおられます。こういうこともございまして、増設する必要があると考えております。

これからは、在宅福祉が中心となっていきますから、当然デイサービス事業は 必須ということから、今、現在策定中の第5期の計画の中では十分協議していき たいと思いますけれども、計画の中ではデイサービスセンターの新設を既に希望 している事業所も何度かうちのほうに見えておられます。そういうこともござい まして、できたら計画の中に織り込みたいと思っております。

特に松岡地区の方は、福井市、坂井市のほうを利用しているというふうな、先ほど言いました54名の中にはかなり多いということで、できれば松岡地区のほうにデイサービス施設を新設するという事業所が出てくれば支援をしていきたいというふうな考えを持っております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 地域包括支援センターをどうするかということで、社協へという話があります。そうしたほうが充実するんでないかという話ですけれども、私はそう思いません。

例えば、この事業報告の54ページの地域包括支援センターの運営のところに、高齢者に関する各種総合相談窓口というのがあります。介護予防ケアマネジメントや要支援者ケアマネジメント、特定高齢者をつかんで、そこに介護予防事業を進める、こんな仕事を持っているんですが、これは以前からも言われていますけれども、死亡していても実態のない高齢者というのがつい先年、問題になりましたよね。そのときに、行政が高齢者をつかまなくなって久しいという問題が出てきたと思うんです。その一つが福祉事業のところでは、町の福祉の窓口では高齢者の実態をつかむことというのが一つの命題やったわけですね。それがこういうこと、国の制度、自治体がそれに乗っていく過程でどんどんつかめなくなってきている。ここ10年くらいは何もそういうことを更新してなかったとかという話も出ていましたけれども、現実的には高齢者の生活実態をどうつかむかという一つの窓口に地域包括支援センターというのがあったと思うんです。そう位置づけられるところがなくなったら、行政として高齢者をどうつかんでいくんですか。

ある人は、この町の高齢者福祉は充実していると。確かに制度的には充実しているかもしれませんけど、行政が果たしているところでは、これをもし民間に委託してしまうということになれば、唯一の高齢者をつかむアンテナさえもなくなるわけですよ。

その辺やっぱり町長は高齢者を安心して地域で暮らしていけるようなそういう 施策をやっていきたいというんですが、それとの関係では僕は逆行すると思って いるんですね。大きな柱がなくなってしまうということ。それへの行政の責任と いう点では、町長はどうお考えでしょう。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 今の実態調査の中で高齢者の実態を把握させていただいて、その点は行政のほうがつかんで、当然、民生委員、福祉委員、それから社協との連携は特に密にしていますので、ご指摘の今言うような町が全然知らないということは全然ないですから、その辺はちょっとご理解していただきたいと思います。
- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今いろいろとお話をいただいておりますけれども、5期の計画といいますのは、これからは在宅が中心となるそういう計画を考えております。 そのためには、在宅の環境を整えることが一番大事なことでありますし、これまでいろいろそれぞれの中でやってきたものを、さらに在宅に近づけるようなそういうふうな体制の整備も大事だと思っております。

そういうことも含めまして、今後十分に計画の策定の中でもそういうものを生かしていけるような5期の計画にしたいと思っておりますし、なかなかまだまだ不十分な面もありますが、町といたしましても非常に大事な部分でありますので、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 課長が言われたように、高齢者の実態つかんでない。それは 時々の調査ではつかめるかもしらんです。常時つかめるようにはなってないと思 うんですね、体制として。

それでもう一ついうと、地域包括支援センターとの関係でいうと、そういう実態の中から事業展開ができるかどうかというのが行政の仕事だと思うんですね。 その事業展開を行政が責任持って予算措置もしてやるというときには、これは本当に非常に大事なものなんです。それが社協に行ったときには、社協の仕事でやれ。行政に対して要求を、それは随分やっぱりクッションがあり過ぎることになるんではないかと思うんですね。

例えば一つの実態例ですけど、現在、特養など本町でいえば介護認定度の高い 人が優先して入るというふうになっているということを聞いています。それにつ いては今現在、施設サービス、合計で263名が利用されているというんですが、 特養への待機者数というのは今本町で何人いますか。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 今はっきりした数字は覚えておりませんけれども、

各施設に聞きますと100名ほどいるというふうなことを聞いております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 100名ぐらいいる。そのうち、生活実態から早急に入所が 必要と思える人の数は行政つかんでますか。
- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 入所の場合は、ご存じのとおり、町が入ると。町で、 昔みたいに措置の時代と違いまして、今現在は介護者と施設との契約というふう な形で進めていますので、その辺はちょっと把握はしておりません。

お聞きしますと、この100名の中には将来的不安だから予約をしていくという方もかなり多いと聞いております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 将来不安だから、その人がすべてやとは思わんです。だから、本当に大変な人はどれだけいるかというのを行政がつかんでいるかどうかというのが大事やと思うんです。

昔、措置でやっていました。行政の責任だったわけですね。でも、今でもそういうことが必要な人たちというのはいるはずです。そういう制度もまだ残されていますから。しかし、現実的にはなかなかやられていないですね。

じゃ、もう一つとして、最近の特養施設への入所状況を聞いてみますと、介護認定度、介護認定というのは要支援1、2に介護度1、2、3、4、5あります。国は、今度の新しい介護保険法の中でも認定度の高い人たちは施設に入ることもあり得る。低い人たちについては退所を要請するというか、そういうことも含めて考えている。僕はそれがいいとは思わんですよ。生活実態からいって、認定度の低い人でも入れることは必要なんですが、現実的に今入っている状況を聞きますと、最近の報告では、最近、やっぱり特養などの施設に入っている人の認定度がどんどん下がっている。高い人が入っているわけでないんです。何でですか。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 聞くところによりますと、通常、介護度3以上の方が施設入所という基準になっておりますけれども、やはり個人負担で耐えられない方が出てきているというふうなことも聞いております。当然、施設側とすれば、言葉は悪いですけれども空き部屋をつくるというわけにもいかないので、そういう介護度の低い方でも希望があれば入れるというふうなことを聞いたことがございます。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 介護保険というのは、制度のできた当時から、特養などに入れる人についてはケアマネジャーのそういう一つの方針に基づいて、この人はやっぱり施設に入ってもらわんと困るということを行政が主導で判断して、ちゃんとそういうところへ入ってもらうという制度やったと思うんです。実態は違うんです。今答弁でわかったように。介護度が低い人を入れる。そういう介護保険制度になっています。施設の入所状況になっています。

つまり本当に大変な人、やっぱり自宅で置かれているんですよ。そこをどうしていくのかということを本当に考えていくのが今度の第5期の計画ではないか。 例えば、子供が親を見なくなったから悪いんだとかいうんですけど、外に出ている子供、家を建て、そこで家族を支えているとき、特にこれだけ雇用の条件が厳しいときに親の面倒を見れる条件というのは本当にひとしくあるんでしょうか。 そういう義務もあるんでしょうか。そういうのはどう思います?

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 確かに核家族化がふえておりまして、私どものところでもそういういろいろな親を見ないという、どうしても行政のほうに頼らざるを得てないというひとり暮らし、老老世帯がふえていることは現実でございます。
- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 私は、そういう意味ではぜひ本当に大変な人たちをどうしていくのかということを考えないと、町長の方針、今度の介護保険の一つの方針は在宅でというんですが、本当に見る人がいない人たちをどうしていくのか。以前の措置を含めて。措置というのは行政が責任を持つということですからね。そういう制度がなくなっても地域で安心して暮らしていけるようにするためにはどうするかということを考えるのが今度の計画だと私は思っています。本当に単純に自己責任だけでは済まない状況があると思うんです。

もう一つ、周辺地域で安心して暮らしていけるということで、今度の介護保険 法では、これは課長ご存じやと思うんですが、いわゆる生活支援のサービスの時間がやはりヘルパーの生活援助時間短縮ということで決められていますよね。以前は60分未満となっていたのを45分未満。それも全国一律ですよ。そんな決め方ありますか。周辺地域では、例えば本当に近くに買い物する場所がなかったらどうするかということも含めて考えられるのがそういうサービスの内容やと思うんですね。それを国で決めて押しつけるということが今度の一つの事業です。 また、総合事業なんかを設けて、その事業は行政にやらせることで介護保険の 負担を減らそうということも考えています。

介護職員の医療行為の合法化。特定の環境の中で家族がやることについては認められていたものを、それを介護職員でもできるようにしようと、一定の研修を受けて。サービスつきの高齢者住宅、さっき言っていた。そんな方向性が示されていますけれども、それが本当にいいのかどうかをきちっとやはり見ながらしていってほしいと思うんです。

そういう中でも地域包括支援センターをまさに民間に委託してしまうというやり方は、さっき言ったように公平性の面等からいって、行政が入っているからいいというわけではないと思っていますけれども、もう一度答弁お願いします。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 今議員おっしゃったとおりいろいろとございますけれども、やはり私どもは介護保険の充実を考えると、先ほど言いましたようなことがよいのではないかというふうに考えております。
- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) ちょっと僕は具体的な例を挙げて、施設の入所なんかは本来でいうと大変な人たちが入るべき施設なのに、いわゆる経営の観点から、企業の観点からもうけが出ないというんですか、要するに赤字にならないために介護度の低い人たちを入れている。その原因は何やといったら、低所得者がとても負担に耐えられないから入れない実態だということです。そんなことを聞いて、町長はやっぱり制度はおかしいと思いません? また、どうしていこうと考えていますか。
- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 時々、町内にあります特別養護老人ホームを訪ねておりますけれども、今議員さんのおっしゃるように介護度の低い方も入っていると思いますが、高い方も相当入っております。そういう中で、今仮定的なこともお話ありましたけれども、ベッドの数も決まっておりますので、例えば要望に応じられない状況ということもありますし、そういう中でやはり在宅の部分が不足をしているということも、いろいろなことがありますので、そういうことがこれからの介護のいろいろな形の中で整えていかなければならないとか、整備しなければならないとか、あるいはそういうものをなるべく影響が少なくなるようにしなければならないとかとかといういろいろなことがあると思います。

それで、こういうものがこれから非常に高齢者もふえてきますし、体の悪い方々も多くなってまいりますので、十分そういうことを、難しい話ですけれどもそういうことは絶えず考えながら、それぞれの取り組みを強化していくということが非常に大事であるということを考えております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 介護保険、金のある人しか利用できないサービスになりつつ あるというのは以前から言われていました。

施設の問題でいいますと、以前はもっと、8万円ぐらいで施設利用ができたわけですね。以前はもっと低かったです。随分上がって大部屋なら8万円ちょっと。その負担を今ふやそうということが今回のことで決まっています。それは何やといったらユニットのほうが高過ぎるから、そこへ上げた分をお金回して引き下げようという方針みたいです、国は。

でも、そうすればするほど、さっき言ったように大変な人たちが家庭で取り残されます。そこで起こってくるのは、今町ではいわゆる介護者、要介護者じゃなく介護者の支援も考えているということで、それは一歩前進やと思うんですが、現実的にはまた年間十何万人という人たちが介護のために仕事をやめている。そこの後に出てくるのが生活困窮です。まだまだ厳しい生活の中で不幸な事件がふえてくるのではないか。介護にまつわる。そういうときに行政がどういう対応するのかというとは本当に大事やと思うんです。

そういう意味でも地域包括支援センターについては、単純に合理化の一環ではなしに、行政がどういう高齢者対策をやっていくのかという意味からも、ぜひ民間委託することなく、行政の責任で運営して、いろんな事業計画の中で大きな役割を果たしていっていただきたいと思っています。

次に、2つ目の質問に入ります。

保健師を社会福祉協議会採用にするという話が聞こえてきたことがありますけれども、これはどういうことか。

まさに町民の健康や地域の保健指導に当たるべき保健師を社会福祉協議会採用にするというのはどういうことか。これは本当か。もしそうだとすれば、本町の保健事業そのものを投げ出すことになりはしないのか。この真意というのはどこにあったのかというのをまずお聞きしたいんですが。

- ○議長(河合永充君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(岡本栄一君) 私もこの辺ちょっとわからないんですけれども、先

ほどの包括支援センターを社会福祉協議会に委託できないかということで検討していた中でそういう話が出てきたのかなということで、保健師を社協のほうへ渡すとかそういうふうなことは一切考えておりませんので、この問いの真意がちょっとわからないんですけれども、うちのほうではそういうふうなことは一切ないと思っております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 私は今課長も言われていましたけれども、地域包括支援センターの社協への委託の件についても、そこから見えるのは町にこそ社会福祉協議会の位置づけに行政が行うべきこととの混同があるのではないかと思っています。社会福祉協議会は一福祉法人ですよね。そこは確かに町の大きな事業を担っている、委託しているということあるんですが、ただ保健師との関係では、総務課長は人事担当ですけど、その辺はどう思っているんでしょうか。今質問した内容ですけれども。
- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 今、福祉保健課長も答弁させていただきましたが、町と して保健師の採用を社会福祉協議会に任すといったようなことは全く今考えてお りません。
- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) それはそういう答弁いただければいいんですが、ただ保健師の役割として、皆さんもご存じだと思うんですが、かつて脳卒中が多かった時代には、住民の食生活改善も含め、どのような取り組みをしてきたか。ここに果たしてきた保健師の役割は非常に大きいと思います。この方については、結果が出るまで徹底して健康づくり活動を住民の住む最小単位までしらみつぶしに回って食生活改善運動を進めてきたんですね。保健師は住民と直接接し、手を握り、顔を見、活動することでいきいきとするのではないかと私は思っています。

ぜひそういう意味では、今、保健師の数がそれなりに多いということなら、その保健師を最大限有効活用した保健事業の展開こそ大事なんじゃないかと。非常に町としての財産ですから生かしていっていただきたいと思っています。

3つ目の質問に入っていきます。

消防の体制の問題です。消防体制、いつまでにどういう形で整備するのか。

現在、本町の消防体制は早くどうにかしないとと、今の体制には問題があると 言われて久しいわけです。消防署員もどんどん減ってきて、救急体制すらとれな い状況になっている分署もあるのはご存じのとおりです。

この間、阪神・淡路大震災や新潟から石川県にかけての数々の地震、足羽川豪 雨、さらにこの春の東日本大震災と津波被害、それに加えて人災の原発事故も経 験してきました。消防体制についても、通信のデジタル化への対応や広域化等の 課題も既に動き始めています。

そんな状況の中、本町の消防体制を何とかしなくてはと議会も動き始め、消防 統合を目指した特別委員会も設けられてきたところです。

そこで、この課題、本町の消防体制についてはいつまでにどのような形で体制 を強化するのか。年数も含めて明確に示してほしいと思うんです。

その中でも留意すべきは、旧松岡から本署が離れるとなると、市街地の一番大きな地区の住民も納得できるものでないとなかなか難しいんではないかなというところもありますので、どのように考えているのか明確に答弁をお願いいたします。

- ○議長(河合永充君) 消防長。
- ○消防長(中村勘太郎君) 私なりの答弁になりますが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、消防体制につきまして、1つは、現在、デジタル無線整備のための電波 伝搬調査を実施しております。今後、年度末に調査結果が出ますので、3地区の どの場所へ設置すれば有効か、または適切な場所かを検討していかなければならないということ。2つ目は、火災、救急等に適切に対応するためには、また管内を均等な時間でカバーできるようにすることも一つの考え方ではございます。3つ目は、限られた人員で消防力を最大限発揮するための職員の有効配置のあり方など、平成26年のデジタル無線本工事施行とあわせまして十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、本部・署が旧松岡地区から離れるとなると住民の納得ができないかというご質問でございますが、一つの案といたしまして、例えば旧永平寺東古市に本部・署を設置した場合、現在の庁舎まで約3キロの走行時間に相当します。時間でしますと三、四分で到着する時間となります。

統合によるデメリットとして、現場到着時間のおくれが多少なり生じる地区が 出てくるのは事実でございます。しかし、全国平均の7分を超える地域は、上志 比地区の一部と統計上はなっておりますが、一極集中にすることによりさまざま なメリットも生じてまいります。まず火災の面からは、一極集中になると消防車 の乗車人員数が現在の分署で二、三名でございますが、これが4名ないし5名の 乗車ができることになります。また、同時2台が出動することにより放水開始時間の短縮、またペア出動により水利不便地域の際、ポンプ車同士の中継が可能と なり、屋内侵入の際にも1隊が侵入し、1隊が援護注水を行うことなどにより、 安全かつ合理的に人命救助が可能となるところでございます。また、救急出動の 際にも救急救命士が最低2名確保され、重篤な案件の場合は2名の救急救命士を 出動させることにより救命率の向上につながるものでございます。そのほか特殊 車両の稼働が容易になることなど、統合による住民サービスが向上するものと考 査されます。

多少のデメリットが生じることは事実ではありますが、総合的に判断し、住民の安心・安全に対して最大の効果が発揮でき、さらに消防体制の強化を得るように、さらなる消防行政の飛躍的向上を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 今、僕細かい内容については大体今まで聞いていますしいいんですが、一つ今回質問で考えてきたのは、やっぱり明確にいつまでにやるかということで、今の話ではいわゆるデジタル化への着工という中で進めていくということではないかと思っています。

ただ、こういう意味では町長からいつまでにやるのかというのと、もう一つはどれくらいお金がかかるのか。もう早く示していかんといかんと思うんです。僕はかなりかかるんじゃないかと。ただ、僕は旧松岡の住民がどうかという問題では、やっぱり市街地のほうがこっちにあるということで不安があるんじゃないか。だめやとか単純に言うだけじゃなしに。そういう意味では、近代的な装備をした、やっぱりきちっとしたものをつくってほしいという思いがあります。つけ焼き刃的にやるのでは、本当にその体制が確保できるのかどうかというのは心配があるんですね。

もう一つ、道路事情ですね。中部縦貫道の問題があって、トンネルは今2つ掘るというのは決まっていても、永平寺では3つ目のトンネルも掘るという話をしているか知らんですが、旧松岡地区では3つ目のトンネルについてはどうなるかわからんと。当分は中部縦貫道の現トンネルを、いわゆるランプ方式のインターを介して利用していくことで対応したいという話でした。その辺、町としてどう考えているのかもちょっと聞きたいですね。

そういう意味では、消防長はそういう答弁いつもしているので、町長に率直に 僕は聞きたいです。いつまでにどうするのか。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) ちょっと同じ答弁になりますけれども、まず一つ申し上げたいのは、これまで1本署2分署体制で行ってまいりました。この体制が非常にこれまで有効に役割も発揮していただいておりますので、そういう意味におきましては消防力が落ちたとかということは一切ないと思っております。

ただ、人数が36名です。たしか勝山署は37名だと思います。非常に広範囲なところで37名です。今これから特に時代が変わってきまして救急の件数が多いとか、それから消防の役割が非常に変わってきているということもあります。そういう意味におきまして、今の体制でいいかどうかということがまず一つ考えられます。そういう意味におきまして、今の1本署2分署体制を一本にするとか、あるいはいろいろなことを考えてはないんですけれども、上志比の分署を残して1本署1分署にするとかいろいろ考えられるんですけれども、今申し上げていますように伝搬調査をやっておりまして、どこへデジタルの無線の整備をするのが一番有効かということを考えております。それがどういうときに包括的にどこが一番無線が永平寺町の全地域を入ってくるということも今やっておりますので、これも来年出てきます。そういう中で、今後そういうふうな職員の数も相当、そんなに多くふやすこともできませんので、そういうふうな一つの体制にしていきたというようなことも今考えております。

今、いつぐらいということでありますので、今23年であります。26年には無線の工事にかかって、28年から全県下同じ体制になります。そういう中で、今これからまず一本にするという前提でいくのならどこにするということになるのかということをまず考えていかなければなりませんし、そうすればどのような経費が、整備費が要るのかどうかということも考えていかなければならないと思っております。ただ、そうなりますと、場所を移しますと、消防の体制ができる体制をつくらなあかんとしますと、いろいろな、例えば消防の資機材の建物も要ると思いますし、そういうことを含めて今いろと考えておりますので、これから非常にそういうふうなことで消防の体制をどうするかということが今議会のほうでもお話しいただいておりますし、町のほうでも考えておりますので、これからどういうところにそういう整備費が要るかどうかということも今検討しておりますので、これから議会にお出しして、一本にするとか、あるいはどういう体

制にするとかということを、住民の声もあると思いますので、そういうことも含めて早期にしていきたいと思っております。

ただ、基本的にはそれは28年からはデジタル放送が一本になりますし、もうここ一、二年でそういうことを決めて、そして整備も考えていくということが考えられますので、26年とか27年にはある程度できてなければならないということでありますので、そういうことで十分進めていきいたと思っております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 費用の問題ですけど、これは僕は行政も議会も覚悟が必要やと思うんですね。それなりに整備するなら。例えば、3億で済むのか、5億かかるのか、10億かかるのかというのは、大体の目安を出しておかんとだめなんじゃないかと思うんですよ。

といいますのは、僕は消防体制の強化の中で庁舎の建設やデジタル化の対応ではかなりのお金が必要やと私は思っています。まさに幾らぐらいとなるのか。この整備に当たっては、やはり不要不急の箱物等については内容の再検討も必要だと思いますし、今の町の示す方向は、あれもこれもというのが見られるように私は思っています。

そこで、それなりのやっぱり覚悟を決めるためには、中期財政計画が今年度末と言っていますけれども、僕はそれは遅いんじゃないか。そのためには何が優先順位が上位なのかということを十分に示してほしい。あれもこれも事業に、今現実的にそうですね。今の状況では、温泉もそうですし、永平寺口もそうですし、永平寺口とか遊歩道も含めて。松岡公園もそうです。事業着手という状態になっています。

そういう中で、やっぱり消防をその後に回すのか先に持ってくるのかということは大事なことやと思うんです。それをどこかでだれが責任を負って明言していただけるのか。そこをまず、やっぱり町長にはお聞きしたいということです。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今申し上げましたように、今機能は十分果たしていますので、 ただ、これからデジタルのそういう無線になりますし、そういうことでさらにど ういう整備をしていくかということでありますので、今の機能が全然間に合わん とかということは一切ありませんので。だから、今のような状態であれば、それ はそのままずっと続くんですけれども、ただ消防団員の人数なんかもいろいろ出 てきますので、新しい防災体制とか時代の要請に応じた防災のそういうこともし

ていかなあかんということでそう考えていきますので、今のままなら全然別にいいということでありますので、そういうあんまり大きく、何とか何とかと優先順位何とかということではないですから、今後どうして。例えばもしも、これはまだこういうことで言ったらあかんのですけれども、よそへ変わった場合に、よそでもそれだけ使用できる内容であればそれで金かからんということですけれども、やっぱり車も外へ出しておくわけにもいかないというようなことはありますので、そんなに10億とかそんな話はしていただかなくてもいいと思います。

ただ、今の状況で十分機能はしておりますので。しかし、これからそういう小さい町で1本署2分署体制がいいかどうかというのを考えていくということで、 一本にしようとかそういう話が今ありますので、そういうことですので、そこは ちょっと違うと思いますので申し上げたいとおきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 私はそう思っていません。町長はそう言われますけど、今の体制で例えば、言葉は悪いですけれども、永平寺分署についてはほとんど機能がないのではないかと言われています。それを考えると、今の体制でいいとは決して言えないと思うんですね。だから、見直すんだと思うんです。

もう一つは、合併特例債延びてっていますけれども、合併特例債は別にしても、 消防の広域化がひょっとすると動き出すと、それはどう考えても新庁舎の建設は 無理やと思います。そういうことになると思うんですね。それまでにどうするか ということが課題やというのは、これまで論議してきた一つの到達点やと思うん です。そこからまた後ろへ下がってしまうんじゃだめなんで、どうしていくかと いうことを今やっぱりだれが決断するか。その優先順位はどうなるかというのを 答えるのは行政側やと思うんです。まだ今のままでは不都合はないから先延ばし てもいいということを言っていると、それはちょっとおかしいんでないかと思う んですが、その辺はいかがですかね。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 不都合がないとか、先延ばしするとかということでなしに、 今も十分機能しています。そういう中で、やはり何回も申し上げていますように、 その消防の形もちょっと変わってきております。だから、そういう意味で、合併 して町も5年たちましたし、1カ所で消防をやるということも一つの考えであり ますので、そういうことで今考えておりますので。

今、永平寺分署のことありますけれども、これも初めはそれなりに3人いまし

たけれども、今2人になっておりますけれども、そのときにはきちっとしていた んで、今後1年ぐらいがそういうことですので、ことしも消防職員補充をしたい と思っていますので、そういうこともありますので。

ただ、全体的に考えなあかんかどうかというのは、これはまた別な話ですから、 そこまで大きく今考えなくてもいいと思っています。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) ちょっと僕は議会の、私一人かもしらんですけれども、認識とは随分ちょっと差があるのではないかなと思うところです。僕は本当に消防署がどこにあるか、どうしていくかということは、地域全体、町内全体にとって非常に大事なことですから、それはさきもって論議することも必要ですし、方向性を示した上でどう取り組んでいくかということも示していかないと私はだめだと思っていますので、その辺は十分やっぱり考えていただきたいと思うんです。それは私の取り越し苦労なんでしょうかね。
- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 取り越し苦労と、そういう話でないんで。今、一本にするとかということも、それはみんな町民の皆さんもいますので、先ほど松岡の人数が多いという話もありましたし、いろいろありましたけれども、そういう中でこれから今の体制をさらに進めるのにどうしていくかということをこれから考えていきますので、そういう中でどのような整備が要るかということも今考えております。

ただ、その整備につきましても、どこかに新しい庁舎を建てるとかということは今考えていませんので、そうなりますとデジタル無線の工事なんかもありますし、いろいろな工事もありますので、その中で一番機能的にいいというのをつくっていきたいということですので、ちょっと違うと思いますので申し上げておきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 消防のことについては、私の考えをちょっと言わせていただ きます。

どうも今、最後の町長の答弁が一番確信かなと思っているんですが、新しい庁舎はあんまりつくる気ないと。今ある施設を利用したいというんですけど、そういうやり方では、要するに僕は近代的な装備をきちっとしないと、やっぱり旧松岡から離れるということになれば町民は納得しないんじゃないか。旧松岡の人は。

そういう意味では、近代的な装備をきちっと装備する。そういう施設を必要としているんじゃないかと私は、松岡の住民もそう思うんじゃないかなと思うんで、 その辺に差があるというのは今初めてわかりましたので、そういう意味では議会でも論議していく必要があると思っています。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 装備と建物とは別な話ですので、装備はきちっとしていかな、 今の近代的な装備にしていく必要ありますけれども、建物を建てるかどうかとい うのはまた別の話ですから、町のあの建物を活用することは十分考えていきたい と思います。
- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 支所の耐震診断も来年に回るという話です。そういう中でというとまた先になるのかなというので、私はそういう段階ではないんでないかなと思うので質問に立ちました。

最後の質問です。4番目です。

本庁舎の耐震補強工事と同時にエレベーターの設置をということで、本庁の耐震診断の結果は以前報告されましたが、その後、松くいの調査の問題で、きのうの質問で松くいじゃなしに、いわゆるパイルであったということがわかったと、それは幸いやったと思います。

また、今後の庁舎の耐震補強工事の内容とスケジュールはどのようになっているか。これも僕、消防庁舎の問題というのはかなり大事な要因になってくると思うんで、それは早く示してほしいんで、どうなっているのか。

それと同時に、今回、質問準備しているときにちょっとけがをして、やっぱり 3 階まで片足で上がってくるのは大変です。それを考えると、前から公共施設に はエレベーターの設置をということを言ってきました。やっぱりバリアフリーと 言われて久しいですね。それに対する行政の姿勢と、私も持続的にしつこくしつ こく質問してきてないというところが私の弱点かなと思うんですが、やっぱりなってみるとその不便さがわかるんです。

そういう意味で、率直にどうお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 監理課長。
- ○監理課長(南部顕浩君) それでは、ただいまの質問に答えさせていただきます。 昨年度実施いたしました耐震診断の結果を踏まえ、今年度、耐震補強計画を策

定をしているところでありますが、ボーリング調査や試掘調査を終え、現在は事務所を移転せずにできるだけ事務に支障がないよう、また本庁舎としての意匠、特に外観のデザインや現在の事務所空間を確保できるようにあらゆる角度から検討しているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、財政的なこともございますが、来年3月までに耐震補強計画をまとめ、平成24年度において庁舎のバリアフリー化など改修工事を含めた実施設計を行い、平成25年度以降、補強工事を行う予定でおります。

今質問されましたエレベーターの設置につきましては、必要性は十分認識しており、耐震補強工事とあわせてエレベーターを設置する方向で検討していきたいというふうに思っております。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 僕はエレベーターの設置、私がこうなったからまたぶり返して言うということでなしに、以前からちょっと話題になっているのに、行政って障害者の雇用の問題があると思うんです。現実的にはこの本庁に車いすで仕事に携わっている人っていうことを、正職員で採用しているのはないと思うんです。でも、それは非常に僕大事なことで、そういう人たちがやっぱり仕事を一般の人たちと一緒にやっている職場というのは、僕はその町の障害者に対する、いろんな施策やっているんですよ。やっているんですが、採用されて仕事を一緒にやられているという光景が見られるという職場については、その町の一つの行政の障害者に対するバロメーターになるんでないかと思うんですが、そういう計画はありますか。
- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 現在も法律の規定に基づくところの分野で障害をお持ち の方といいますか、そういった職員の定数は今のところ満たしております。

今ご指摘のように車いすでの職員というのは現在町にはおりませんけれども、 相当移動等に不自由を持っているそういう職員はおります。

そういう車いす等々のそういった職員を採用することで町の障害福祉に対する アピールということでございますが、ちょっとそこら辺は考え方が違うんじゃな いかなと思いますので、その辺のご理解はよろしくお願いをいたします。

障害者の職員の雇用については十分進めているところでございます。

○議長(河合永充君) 3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 例えば、パラリンピックで福井市の職員の高田さんでしたっけ。ああいう人がやっぱりそういう市の職員として参加しているというのを見ると、僕はやっぱりわくわくするというんですか、わあ、すごいなと思う面があると思うんです。もっとたくさんの方が働いていると思うんですが、本町もそれくらいの度量を持って示していくことが、あんまり障害者って特別にこっちが意識を持って対応するということでなしに、普通に一緒に生活できる環境の整備こそが大事やと思うんです。それがバリアフリー化だと思うので、ぜひそういうことも含めて考えていってほしいと思います。

ただ、そういう人がいると、ああ、この職場はちょっと違うなって意識を持っていただけるのは私だけではないんではないかと思っていますので、私の最後の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

20分より再開いたします。

(午前11時09分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番(川崎直文君) 今回、私の一般質問につきましては2つの事項を取り上げて おります。1つ目はコミュニティバスのサービス向上、2つ目はまちづくり組織 の早い設立ということです。

それでは最初に、コミュニティバスのサービス向上ということで、質問をさせていただきます。

質問の順序は、現状どうなっているのかということと、それからいろいろ問題 抽出、そして課題の設定と、それから次にどう対応していくのかということで質 問させていただきます。その都度ご回答をお願いしたいと思います。

この永平寺町の地域コミュニティバスは、事業として平成24年度から次の3 カ年契約が締結されるという状況です。こういう状況下で、まず現在のコミュニ ティバスのどういった運行状況なのかということで、その事業内容についていま 一度実施要綱がありますので、その概要の説明をしていただきたいと思います。 そして、事業課題として幾つかあります。どういう運行ルートであるのか、さらにコミュニティバスの運行日はどのような状況なのかということ。運賃、それから利用実績、それから契約に当たって一つの指標となりますバス単価、こういった課題について具体的に説明をお願いします。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) コミュニティバスの運行に対します現状についてのお尋ねでございます。

町のコミュニティバスにつきましては、交通の空白、そういうものを解消する ために公共交通事業者が運行していない部分を中心に、交通弱者と言われており ます高齢者あるいは子供たちのそういった交通の確保のために運行しているとこ ろでございます。

実施に当たりましては、町のコミュニティバス運行事業実施要領というものが ございまして、この要領に基づきまして運行しております。この実施要領でござ いますが、平成18年の2月の合併時に策定をいたしまして現在に至っておりま して、一部その内容等の改定に至っていない部分がございまして、今その改定に 向けて24年度からの契約に向けて実態に即した実施要領を策定をしているとこ ろでございますので、その辺についてはまずご理解をいただきたいと思います。

運行ルートでございますけれども、現在、松岡地区においては2台の車両で、福祉総合センターを中心といたしまして吉野コース、松岡コース、そして御陵コースといったように3つのルートを設けております。永平寺地区につきましては、上志比地区との交代という形でバスとワゴンが交代するといったような形で、永平寺口駅を発着としまして、5つのルートを設定しております。栃原線、光明寺線、永平寺口線、老人センター線、そして岩野線といったような形で5つのルートを設けております。上志比地区につきましては、永平寺地区の車両と交互に交代をいたしまして、やすらぎの郷を発着といたしまして、上志比東循環線、西循環線、越前竹原駅線、上志比中学校線、小学校東線、小学校西線といった形で6つのルートを設けております。合わせまして町内14のルートを今現在運行しております。

運行日でございますけれども、月曜日から土曜日までを運行しておりまして、 年間296日の運行日となっております。

運賃につきましては、1回の乗車ごとに大人が100円、小中学生は50円ということでございます。ただし、未就学児あるいは60歳以上の方、障害をお持

ちの方、またその介助の方については無料というふうになっております。

利用の実績でございますが、平成21年度におきましては4万8,725人、 平成22年度におきましては5万161人でございます。1,436人の増とい うふうになっております。現在、平成23年度におきましては、昨年22年度並 みの実績となっております。

次に、運行に要しますバスの単価でございますが、これは先ほど申し上げたように4台の車両で運行しております関係上、運行のキロ数が違いますので当然単価も違ってまいりますけれども、町全体の1年間をトータルいたしますと、走行距離が30万4,707キロということで、1キロ当たりの単価が325円というふうになっているところでございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) まず、今の説明の中で少し2点ほど確認させていただきたいんですけれども、町のホームページを見ますと、この路線バス、具体的に掲載されています。今ご紹介いただいた松岡が3ルート、それから永平寺が5ルート、上志比6ルートというお話でしたけれども、これちょっとカウントするとまだもう少しルートがあるんじゃないかなと思いますので、ちょっとこの点はまた確認しておいてください。ホームページ見れば、これがルートですよということなので、情報として確かな情報提供していただきたいと思います。

それから、運行日ですけれども、1年間に296日。前回、決算特別委員会でいるいろと回答いただいた中で、245日という数字が出てきているんですけれども、これもまた。何かこの296日のカウントと245日のカウントの差があるのかというところ、ちょっとまたご説明願いたいと思います。

それからあわせて、今回、バス単価のお話をしていただきました。永平寺町は 1キロ当たり344円の単価がかかっているということなんですけれども、これ はどういったレベルにあるのか。例えば、全国的に見ますとどれくらいの金額な のか。そういった実態、非常に努力しているというか、安いほうなのかといった ようなところも少し教えていただきたいと思います。

さらに、このバス単価については、今契約更新ということになります。契約の中で一体そのバス単価はどれくらいの設定かというのが一つ大きな契約内容になります。次の契約で、現在は344円ということですけれども、目標、ターゲットとしてどれくらい次の契約で見ておられるのかということが一つです。

それから、あとほかの地域のコミュニティバスの運行内容を見ていきますと、

一つ大事な基準があります。運行基準ということで、一体どれくらいの乗車人員があるのか。逆に言いますと、どれくらいの人員であれば路線として設定できるのかということです。これは1往復あたり、または1循環あたり平均乗車人数という指標があります。こういった指標を当町のこの事業についてはどういったとらえ方をしているのかということを教えていただきたいと思います。

ちなみに運行基準、もう一つあります。収支率という収入の収に支出の支ですか、要はイン、アウト、お金の話になると思うんですけれども、その率がどれくらいなのかということです。ここに福井市のコミュニティバスの運行基準というのがあるんですけれども、例えば25%以上であるとか、それから中山間であれば15%以上であるとかそういったような数字が出ております。こういった運行基準、平均乗車人数と収支率といったような運行基準を当町で運用しているのかどうかということを確認させてください。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 運行ルートにつきましては、後ほどまた確認をさせていただきます。

それから、運行日の245日というところですが、これは年間の平日の合計が 245日ということで、当町の場合、土曜日が51日間運行しておりますので、 合わせて296日の運行日となっているという報告をさせていただいておりま す。

それから、バス単価でございますが、これにつきましては人件費あるいは油脂類、あるいは保険、その他車両の運行に伴うさまざまな経費を集計をいたしまして、そしてそれを運行している車両ごとの距離で割りまして単価を出しているわけですけれども、そしてその単価で契約に際する入札を執行しているところでございます。

それで、今年度末で3カ年の契約が切れまして、24年度からは新たな3カ年 契約に向けて今準備を進めておりますけれども、このキロ単価につきましては、 先ほどちょっと申し上げましたが、平成21年度の途中から土曜日が運行日とし て追加をしておりますので、その部分について若干3年前のバス単価とは増額を するといった今見込みを立てております。

先ほど本町のキロ単価が300円ということでご報告させていただきましたが、この単価について近隣の市町と比べてどうかというご質問でございますけれども、この4台の車両ごとによって単価が違っております。松岡地区の車両2台

ございますが、これは予算のレベルでの話になりますけれども、1台が310円、1台が450円、それに比べまして上志比、永平寺の車両につきましては1台が255円、296円といったようなこういうばらばらな単価になっておりますけれども、これが先ほど申し上げたように土曜日の運行が追加されたことによってこのような単価から若干の増額を今見込んでいるところでございます。

それから、コミュニティバスの収支率、あるいは採算がとれる乗車人員等々の 把握についてのお尋ねでございますが、これはこれまでも本町のコミュニティバスの運行に対するご質問にお答えをさせていただいてきておりますけれども、本町の場合、このコミュニティバスというのは特に旧上志比村が福祉バスといったような名称で運行をしていた経緯もございまして、本町においてはそういった収支率等をこの運行に際して用いて、そしてそれでもってダイヤを増減する、あるいはルートを変更するといったようなことは今のところ考えておりません。これは先ほど一番冒頭に申し上げたコミュニティバスの本町の目的を達成するために、行政サービスといった形で運行させていただいているところでございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) バス単価につきましては、いわゆる走行距離と必要経費との 微妙な一番最適な条件がどうかということになると思います。今回の契約におい ても、またルートの見直し、走行距離、できるだけ効率よくということで単価ダ ウンに、先ほどは増額、増になるであろうということですけれども、継続して経 費削減ということで取り組みしていただきたいと思います。

運行基準については、わかりました。ただ、実態としてこのルートはどれくらいの平均乗車人数なのかというのは、今後のルートの変更とかにもかかわってくると思いますので、継続してとっていただくようにお願いします。

次に、移ります。

いろいろとこのバス事業については皆さんの、利用者からの要望とかそういったものが出ているかと思います。地域ニーズといったようなくくりになると思うんですけれども、そういったご意見をどの程度つかんでおられるのかということです。

そして、今回の契約においてもそういった皆さんの地域の要望をぜひともルートの改善とかそういったようなことにつなげていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

一つ紹介します。この11月に議会報告会を行いました。議会と語る会ですけ

れども、その中でやはりコミュニティバスの要望というのが出てきております。これはサンサンホールでのご意見です。このバスの運転手さん、ドライバーをやっておられる方のご意見だと思います。永平寺や上志比を1日13回走っているが、朝一番6時55分から、朝からもう次は昼までないといったようなダイヤもあるんじゃないかなと思います。病院等へ行っても帰るバスがない。12時からは1時間置きに走っている。だれも乗らない夜遅いのよりも、午前中に回して足の確保をしていただきたい。お昼はお医者さんも見てくれないし、もう少し考えてダイヤの見直しをしていただきたいということです。

それからもう一つ、先ほど運行ルートの紹介のときにもありましたけれども、各地区での運行ということで、上志比、永平寺、松岡ということです。こういった地域をまたいで運行ルートをつくってもらえないかというご意見です。具体的には、福井大学の医学部の附属病院へ行くルートは今なくなっているかと思うんですけれども、そういった医療機関へ行く運行ルートを各地区から何とか改正できないかといったようなご意見です。

いずれにしましても、これから契約を改定すると、再契約するということです。 いろんな運行ルート、運行ダイヤ、そしていつ運行するのか、土曜日だけでいい のか、日曜日もやってほしいと、いろんなご意見があると思います。こういった ような皆さんのご意見をこれからどういうぐあいに収集して契約までにまとめて 取り組んでいくのかということについてお聞きします。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 今、コミュニティバスに対する地域ニーズというものの お尋ねでございます。

今ほど川崎議員のほうから3点の町民の方からの要望といいますか、そういう ものをお聞きしたということでご紹介いただきましたが、まずそのことについて お答えをさせていただきます。

1番目の病院等に行っても帰るバスがなかなか少ないといったことでございますけれども、そういったダイヤの変更あるいは増便ということも含めて今後検討したいと思います。

また、夜の運行よりお昼、午前中の運行を優先してほしいといったようなことでございますけれども、現在は午前中に3便あるいは午後に5便、それから5時以降に3便というふうなそういった運行をしておりますけれども、この辺につきましては十分、先ほどご指摘にありました乗車人員の実態調査というものを十分

その状況を分析いたしまして、こういうふうなものについては検討していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の地域を超えた、地区を超えたコミュニティバスの運行をということでございます。これにつきましては、私ども行政もいろんな場においてそういった要請を聞いております。ただし、コミュニティバスの基本的な運行の考え方、第一前提というのは一番最初に申し上げたように、他に公共交通機関がないそういったところの交通手段として補完的な役割を果たすというのがコミュニティバスでございます。こういったことから、えちぜん鉄道というそういった事業者もございますので、今後の検討課題にはなろうかと思いますが、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

そして、いろんなそういった町民の方からのニーズにおこたえするために、あるいは的確に運行に反映させるといったことから、今もバスの中に意見をいただくような用紙も置いておりますし、ことし11月に、利用者の方に対するアンケートを実施させていただきました。今、このアンケートを回収させていただいておりまして、結果の分析をしております。この調査結果等も十分反映しながら、24年度からの新しい運行に向けて地域公共交通会議も開催する予定になっておりますので、そういうところで十分利用しやすい運行を目指して検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) ちょっと違った切り口でお話を進めたいと思います。

次の契約もやはり定時、定ルートの運行というのが基本ですね。というのは、 例えばデマンド方式とかよくご存じだと思いますけれども、そういったような事 業形態、運行形態を考えておられるのか、検討されたのか。それで結論が出たの か、ちょっとそこら辺の状況をお話しください。いわゆるほかのいろんな運行、 運用方法があると思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 今現在、運行形態については今の状態でという形で契約 を進めることとしております。

今ご指摘いただきましたデマンド方式についても、これまで十分検討を重ねてまいりました。いろんな地域のそういった実績も調査をいたしております。しかし、本町ではまだそういった形よりも、現在のこの定期的なダイヤのもとで定められた停車場でのそういった運行が望ましいというふうな結果になっているとこ

ろでございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) 既にアンケートをとられたということですけれども、先ほど の議会と語る会でも紹介しましたように、やはりこの事業をやっておられる関係 者、先ほどバスのドライバー、運転手の方のご意見ということもあったんですけ れども、ぜひともバスを利用される方だけではなくして、そういう運行事業者、 特に運転手さんはよくわかっておられると思います。こういうルートのほうがいいんじゃないかというきめ細かな改善の提案もされるんじゃないかなと思います ので、また一度そういった関係者の方にもいろいろとご意見をいただいて改善していっていただきたいと思います。

それからもう一つ、利用される方で、特に朝とそれから夕方ですか、小中学生が利用されているというルートもあるんじゃないかなと思います。学校関係、そういったところのご意見もぜひとも取り入れていただきたいなと思います。

先ほどの話で、どうしても地域をまたぐルートというのは現在ある公共交通機関との調整が非常に難しいということですけれども、健康福祉施設のいろいろ事業展開の中で、いかに健康福祉施設を利用していただく方に来ていただくかということで、その中で事業者、今手を挙げている事業者、指定管理者なんですけれども、いろいろバスの予約という提案も出ています。さらに、コミュニティバスの運行をうまくルートを変えて、健康福祉施設への集客を利便性を上げていくということが出ております。そうなりますと、例えば具体的に言いますと松岡、永平寺、上志比を通しての健康福祉施設への一つのバスルートといったようなことも当然出てくるんじゃないかなと思います。これは非常に、先ほどおっしゃったように道路運送法とか既存の交通機関との調整というのはあると思いますけれども、やはりそこは何とか解決していくというテーマになろうかと思います。契約後も、引き続いてご検討をお願いしたいと思います。

健康福祉施設は平成25年3月のオープンということですので、これに合わせて新しいルートを設置しようと思いますと、今申し上げたいろんな手続、それから調整事に時間がかかるんじゃないかなと思います。できるだけ早いうちから着手していただきたいなと思います。

このコミュニティバス運行事業につきましては、最初に申し上げましたように、 この12月の補正予算でも債務負担行為ということで提出されております。松本 町長の提案理由の中にも、事業を効率的に運営するということでお話をいただい ております。今回いろいろお話をお伺いした中で、ぜひとも利用者数の増という ことと、それからサービスの向上ということでいろんな施策を具体的にやってい ただいて、コミュニティバスの再契約ということで臨んでいただきたいと思いま す。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) まず、コミュニティバスの運行に当たって、いろんな方からいろんな方面からご意見をとるようにというふうなご指摘でございます。

実は先ほどもちょっと触れましたが、町にはこのコミュニティバスの運行に関していろんな協議をしていただきます地域公共交通会議というのがございます。
警察はもちろんですが、利用者の代表といたしまして区長会、あるいは町のPT A連合会、あるいは福井大学、それから福井県立大学の両方の事務局の方、そして加えまして事業者の中からも交通運輸産業労働組合といった、要はドライバーの組合でございますけれども、そういったところからも参画をしていただいております。そして今ご指摘のあったようなさまざまな立場から、このコミュニティバスの運行に対するご意見をいただいているところでございます。

そういった形で十分広い視点で運行を考えているところでございますので、ご 理解をいただきたいと思います。

それから2点目ですが、なかなか今申し上げたように地区を超えての運行というのは検討を要する課題でございます。健康福祉施設の活用に向けて、コミュニティバスのルートの変更ということも当然課題になっております。上志比地区のルートにつきましては、当然変更しなければならないというふうに考えております。停留所、そしてダイヤの変更も含めて、これは変更を予定しております。

松岡地区あるいは永平寺地区からの健康福祉施設への送迎ということにつきましては、先ほど言ったような課題がございますので、これは一つの考え方ですが、ほかの方法で、例えば直行便という形でならば運行が可能になりますので、コミュニティバスとは違った形でそういった方法も検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) いろいろとご回答いただきました。よろしくお願いいたします。

これで1問目を終了します。

○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

1時より再開いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。 8番、川崎君。

○8番(川崎直文君) それでは、2つ目の事項に入ります。

2つ目は、まちづくり組織の早期設立、早い設立をということです。

永平寺町都市計画マスタープラン、これが平成22年の3月に公表されております。このプランの中に「地区のまちづくりを担う自主的な組織と行政の協働」、協力して働くという「協働の仕組みを創設するとともに、各地区の自治力の底上げに結びつく施策を実施します」とあります。このプランの中でどういったような組織、そして協働、この仕組みを計画したのかお伺いします。そしてそれを具体的に実施する計画、アクションプランですけれども、どのようなのかということもあわせてお伺いします。

お願いします。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) 都市計画マスタープランの所管課としてお答えさせていただきます。

協働の仕組みと実施計画というご質問でございますが、都市計画のマスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございまして、まちづくり組織も含め実施計画といった具体的なものはございません。

都市計画マスタープランでは、まず小学校区レベルを基本に地区の自治と振興 に取り組む組織をまちづくり組織としておりますが、これにかかわらず、区単位 で活動するような組織につきましてもまちづくりの一端を担っていただけるもの と考えております。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) 協働の仕組み、それから実施計画もあわせてご説明ください。
- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) 今ほども申しましたように、協働の仕組みあるいは実施 計画というような詳細的な、また具体的なものにつきまして示しておるわけでは ございませんで、方策、方針とかそういうふうなものを記載させていただいてい

るというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) まず最初の具体的な、どのような組織ということなんですけれども、今、建設課長のお話の中に、集落、区単位ということがありました。この都市計画マスタープラン全体の構想として、各地区、小学校区と言っていいんでしょうか、そういった各地区でのプランが基本になっております。この組織もやはりその小学校区レベルという単位でのまちづくり組織ということになろうかと思います。その点、確認しておきます。

それから協働の仕組み、具体的な実施計画というのはこれからということなんですけれども、実はこのマスタープランの中にも、概要ですけれども出ております。ここで紹介しておきます。

まず、その協働の仕組みというのは一体どういう基本的な考え方なのかといいますと、協働事業を予定する事業の内容検討段階から、協働の相手先である住民との協議の場に諮り、その意向を事業内容に反映させていきますと。協働相手に工夫の余地があるように柔軟に事業を実施し、主体性を育てますという内容になっているわけです。行政があって、そしてまちづくり組織、そういったものとの両方の組織で協働で取り組んでいきましょうという2つの組織の立場ですね。

それから、一体いつの時期からその検討を図るのかということなんですけれども、内容検討の段階からやりましょうと。ある程度の計画はできて、途中から、じゃ、皆さんのご意見をいただきますと、そういったようなものではなくして、むしろ初期の段階から住民と行政とともに協働で取り組んでいきましょうという基本的な考え方です。

それから、その実施計画、どんなふうにして取り組んでいくのかということなんですけれども、このまちづくり組織、そして協働の作業といったもの、いきなりこれはできるわけではありませんので最初はやはり啓蒙していく。そして次にその組織づくりを行政のほうから積極的に推進していくと。そして組織ができ上がった時点で、ようやく具体的な事業をとらえて協働作業が行われるというようなステップを踏んで取り組みしましょうということです。

何もこれは私の考えでなくして、くどいようですけれども、ここにもこのマスタープランの中に出ております。これをもう一度ご確認していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今説明していただきました、そして私が申し上げたその組織、協働へのステップ、こういったものがどういう状況になっているのかということをお伺いします。 ○議長(河合永充君) 建設課長。

○建設課長(山下 誠君) 行政との協働組織への支援制度の進捗状況といたしまして、まず地域コミュニティ活動支援事業、またわがまち夢プラン育成支援事業などの制度が創設されておりまして拡充されているところでございます。

個別の事業では、これは建設課といたしましても、志比北地区の消雪、修繕工事あるいは空き家の活用促進事業などにつきましては北地区振興連絡協議会との協議の上、事業を進めているところはご承知のとおりでございます。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) まちづくり組織、これはあくまでもこのプランの中での一つ の名称であって、実際つくり上げていくということになりますと、例えば自治ま ちづくり協議会とか、それから一般的に行われていますのは振興会とか、それからもっと行政主導になってきますと他の市町村でも見られます自治会、こういったような組織になると思うんです。

そういうあるべき組織をはっきりして、一体今どの地区でどういったようなそれに近いものがあるのかという話になるんですけれども、そういった見方で少しお話をいただけたらいいのかなと。どの程度のご理解、ご認識かなというところの話になります。どなたか。

- ○議長(河合永充君) 副町長。
- ○副町長(田中博次君) 今、川崎議員さんおっしゃいましたように、まちづくり組織といたしましては既存の自治会だとか、あるいは振興会、こういったものが考えられますし、町の行政と協働して計画段階からお話を進めさせていただいて一つのものにまとめ上げるといったことがマスタープランに書いてあるのだろうと思っております。

そういう意味におきまして、地域の自発的な組織としてのまちづくり組織がどういう状況にあるのかということでございますけれども、例えて申し上げれば、 永平寺口駅周辺整備事業の関連で申しますと、東古市区まちづくり協議会が本年 の6月26日に設立をされております。この協議会は、幼児から高齢者までが住 みよいまちづくりを区民みんなで話し合うことを目的といたしまして、自主的、 主体性を持って幅広くまちづくりについて考えて、そして進めていこうということで組織をされたものということでございます。町といたしましては、この協議会を通しまして、今申し上げた事業計画についての理解を深めていただくほか、まちづくり協議会のご意見を計画に反映しながら、真に地元の振興、発展に寄与できる事業として取り組んでまいっているところでございます。

また、永平寺線の跡地遊歩道整備事業におきましては、これは合併以前の話になりますけれども、17年の6月5日に永平寺線跡地利用活性化協議会ですか、こういうものが設立をされております。この協議会では、跡地沿線の区長さんだとか地権者、それから地元代表者等によりまして組織をされまして永平寺線跡地の有効利用計画の策定段階から計画に携わっておりまして、現在整備を進めております事業についてもいろいろ協議を重ねながら事業を進めていると、こういうところでございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) まちづくり組織、これからの取り組みになるんじゃないかな と思います。振興会という名称のもとに、町内で3つの地区にそういう振興会が 既にあるんじゃないかなと思います。

それから、今副町長が言われました個別の事業で、東古市地区の東古市区まちづくり協議会、永平寺線跡地利用活性化協議会、こういったところを一つの核にして、あるべきまちづくり組織というものをつくり上げていったらいいんじゃないかなと思います。そういったものがない地区につきましては、かなり行政のほうからそういう組織づくりを指導していただいてつくり上げていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

同じような動きとして、自主防災連絡協議会、これが町内8つの地区をブロックにして動きが出ております。今、設立に向かって、本年度と来年度に8つのブロックに自主防災連絡協議会をつくり上げようという取り組みもあります。そういった動きとリンクして取り組みを進めていっていただきたいなと思います。

3つ目の質問なんですけれども、このまちづくり組織が対象とする事業、こういったものはどういうものが対象になるのかということのお考えを少しお話しください。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) まちづくり組織の対象とする事業でございますが、こういうふうなものにつきましては広く多岐にわたっているかと思われます。今ほど

の地域の振興会もそうでございますが、例えば中部縦貫自動車道あるいは機能補 償道路等々の道路整備に伴うまちづくりのそういう組織もございます。そういっ たものから全般にわたったまちづくりを地区住民、また協働の行政のもと、協働 しながらやっているようなところもございます。

先ほども申しましたように、振興会を通じて町の行政の事業の協議の場を設けていただくことも一つの対象とする事業ではあろうかなというふうに感じております。

以上でございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) 道路関係、今行われております健康福祉施設、永平寺地区で の永平寺口周辺整備事業、それから松岡公園整備事業、こういったものもまちづ くり組織の対象になるということです。

話しさせていただくのは、何回も出てきますけれども、この都市計画マスター プランの中に各地区のまちづくり構想というものがまとめ上げられております。

例えば中地区のまちづくりというのは、永平寺地区で南、中、北と3つのエリアがあるんですけれども、そのうちの中地区です。その中にいろいろと事業とかいろんな改善点とかが上げられているんですけれども、既にこの中に、例えば永平寺口駅周辺整備事業に係る内容として、駅周辺での花壇づくりや清掃による美化活動の実施、駅舎や施設を利用したミニコンサートの開催、駅周辺の駐車場、駐輪場の整備と地区の分断を防ぐ踏切の整備促進といったようなことが既に取り上げられています。要は、既に22年の3月に公表されている中に、まちづくり組織、そしてそのまちづくり組織がとらえる事業としてこういったものがありますよということが列記されています。我々も確認していかなきゃいけませんけれども、せっかくつくり上げたこのプランをもう一度確認をしなきゃいけないと思います。同じように、松岡公園につきましてもそういった内容の記載がこのプランの中に出ております。

このまちづくり構想、各地区でこういうマップでつくり上げたわけですけれども、その後どういった活用がされているのかということですけれども、現状、この一生懸命つくったプラン、ちょっと1年半ぐらいしかまだたっていませんけれども、各地区でどんなふうな活用のされ方がされているのかということのお話をお願いします。

○議長(河合永充君) 建設課長。

○建設課長(山下 誠君) この都市計画マスタープランの地区別まちづくり構想の中にも記載されていますように、地区別のまちづくりの方向性、地区住民が主体となって進めるまちづくりのアイデア、これなどをワークショップの参加者皆さんで話し合う中で大きく膨らませてきたまちづくりと認識しております。

また、先ほど議員さん仰せのとおり、永平寺口の整備や、あるいは京福線跡地の整備等々につきましては、ここでとらえております先導プロジェクトの一環と して町が既に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この地区別まちづくりの構想の位置づけをすべて7地区の会場で開催させていただいておるところではございますが、先ほども申しましたように先導的に実施をしている事業もございますし、また、今のところ、このようなアイデアを出していただいたものに対して今後十分検討していかなければならないという部分でもございます。こういうふうなものをまた地域の皆様方と協議を十分重ねた上で、こういうようなプランにどのようなものが実施できるかどうかも精査を含めて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) せっかくつくり上げたマスタープラン、そして7つの地区で おのおの将来のまちの構想、地域の構想というものができ上がっております。ぜ ひともこれは継続して有効に活用していかなきゃいけないんじゃないかなと思い ます。

それからもう一つ、これは皆さんもいろんなところで聞かれると思います。議会と語ろう会でも出ております。今行われようとしている事業計画について、やはりその早い段階から住民に示してほしい。もっと言いますと、事前に示してほしい。早い段階、事前という、どの時期で言うのかはいろいろ解釈があると思うんですけれども、やはり情報の提供がおくれているといったような指摘があります。ややもすると、個別の事業の話、説明を行うと、その内容よりも「今初めて聞いたんだ」とか「一体、我々の意見全然反映されてないんじゃないか」といったような、そういう話が時々出てきております。

今申し上げたようなことも、このマスタープランにありますまちづくり組織というものを一日も早くつくり上げて、そしてその組織の中で、せっかく立派な各地区のプランがあるわけですから、常に地域の計画を見直しかけながら、そしてこの中でどういった事業を地域として優先的にやってもらいたいのかというよう

な仕組みをつくることによって、今紹介しましたような「情報がない」とか「その計画が早目で出てこない」とかといったようなことも解消されるわけです。

この都市計画マスタープランのところに「住民主体のまちづくり」というスケジュールが出ております。これは繰り返しになりますけれども、最初は体制づくりの検討、準備ということで短期の計画で出ております。おおむね5年程度をかけて検討、準備を行う。そして次の5年、10年後にはそういう組織をつくり上げていくと。学校区単位での自治会みたいなもの、または協議会みたいなもの、振興会みたいなものをつくり上げていくということです。そしてその10年先からいよいよ実施して、協働事業の結果、いろんな事業をやっていきましょうと。これで住民主体のまちづくりと具体的な事業が行われるという手順、計画も出ております。今までお話しした中で見ていきますと、この5年ごとのプラン、スケジュールでは非常に遅いということになります。今、既に事業が行われております。その事業に対して各地区での協議会とかができて取り組んでおりますけれども、やはりこのまちづくり組織をつくってあるべき姿に持っていこうとするためには早い設立の動きをとっていただきたいなと思います。

そういったスケジュールについて、ご見解をお願いします。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今、都市計画のマスタープランでそれぞれの地域の姿といいますか、構想を掲げております。それを具体化するためにどのような形で進めているかということでありますが、ここに掲げられている構想の中で既にもう手をつけられている事業もありまして、それはそれでいいんですけれども、地域が掲げているその地域の特色を生かした、そういうまちづくりというものが必要であると思っておりますので、やはり地域の自主的な考え方が非常に大事だと思っております。

住んでいる住民の皆さんにご意見をいただいてこういうものをまとめ上げていくということが非常に大事でありますので、今お話ありましたように、例えば、ここに掲げられておりますけれども、まだまだお話が出ていない構想や、あるいは具体化されていない構想などもあると思いますが、そういうものをこれから進めていくために、やはり両方がいろいろご意見を出し合って進めていくことが非常に大事だと思っておりますので、そういうことも含めて十分考えていきたいと思っております。

それから事業を始める前に、早くというのはそういうことであります。なかな

かそれに、言うように沿えないときもありますけれども、やはり住民の皆さんに ご意見を聞いて進めるということは非常に大事であると思っておりますので、今後そういうふうなことも十分考えていきたいと思いますし、今、町のほうでも地 区別懇談会というのを昨年開催いたしました。 2回目でありますけれども、ことしも時期を考えて開催いたしまして町政の中身についても十分町民に知らせていきたいと思っておりますので、そしてその中でご意見をいただいて進めていきたいと思っておりますので、そういうことも今考えております。

非常にいいマスタープランでありますし、こういうものが本当にこれからの永 平寺の姿といいますか、大事なものでありますので、このマスタープランに十分 沿うことも考えていかなければならないと思いますし、住民の皆さんの意見を聞 いてそういうことも具体化していきたいと思っておりますので、そういうお話を させていただいて今後十分に検討していきたいと思っております。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) よろしくお願いします。

タイトルのまちづくり組織の早い設立をということです。具体的にまちづくり 組織、例えば来年度中にそういった設立を目指す。来年度と申し上げますと、さ きも紹介しました自主防災連絡協議会ですか、これを24年度で8地区すべて設 立しようという計画があります。あわせて、このまちづくり組織、来年度、平成 24年度に各地区、どういったブロックにするかはまたいろいろ検討しなきゃい けないと思いますけれども、そういった早い時期に設立をしていただきたいと思 います。ご見解、お考えはどうでしょうか。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今、自主防災組織のお話がありました。これも4年ほどかけまして90の地区すべてが防災組織をつくっていただいたところであります。ただ、これをこれからいろいろな面で、横の連絡とかもっともっと充実したものにしていくために8つの区割りを今度改めてつくろうとしているところでありまして、立ち上げの部分については、やはりその地域の住民が考えていただくことが非常に大事だと思っております。そういう意味におきまして、今幾つかの地区振興会もありますし、そういうふうな新しい協議会もできましたし、上志比のほうからも全体的な組織ができるというお話も聞いておりますので、そういうことも含めて、まずは地域でそういうのを立ち上げていただいて、そして町がその組織を支援するという形がやっぱり必要だと思っております。

申し上げましたように、自主防災組織もすべて自主的に立ち上げていただいたところでありますので、これをこれからいろいろな形で総合的に進めるために単位を少し固めて進めることが、どういうんですか、さらに防災の高まりとか取り組みができるということで今8つの形にしたいということでありますので、まず初期の部分については十分地域の中で検討をしていただくことが非常に大事だと思っております。その中で町がどのような形で、「協働」という言葉も使われておりますし「新しい公共」という言葉もありますが、住民が主体となってこの地域を、例えばマスタープランに基づいてこれだけはどうしてもしていきたいということもあると思いますし、その辺を町も十分これから、立派なマスタープランができておりますので、それに基づいて進めていかなければならんと思いますが、住民のそういう考え方も非常に大事でありますので、そういう点もよろしくお願いをしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 8番、川崎君。
- ○8番(川崎直文君) 早い設立をお願いして、私の質問とさせていただきます。 どうもありがとうございました。
- ○議長(河合永充君) 次に、13番、松川君の質問を許します。 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) よろしくお願いします。

私は、今回3点通告をさせていただいております。

まず1点目は福井県民は日本一幸せな県民という調査結果が出たが、2点目は 小中学校の連携について教科内容まで踏み込んでいるのか、3点目は現場の職員 体制のあり方を問うということで、特に幼児園の実態についてお願いしておりま す。順次質問をさせていただきます。

まず、福井県民は日本一幸せな県民という調査結果が出たがということでさせていただきますが、先日、新聞らを通して40の指標で幸福度ランキング「日本でいちばん幸せな県民」というのが詳しく紹介されました。どの新聞にも大きく報じられておりましたので、しかも今の私のタイトルと同じで福井県民が日本一幸せな県民となっていましたので、相当な方々がこれらを読まれたと思われますし、またご記憶にも新しいことかと思います。

ただ、福井県民が日本で一番幸せな県民と言われても実感としてぴんとこない し、直ちにここに腑に落ちないものであります。それにしても日本一ということ ですから今回の調査を少し詳しく調べてみました。 40の指標ということはさきに述べましたが、その40の指標というのは大きく4つの部門に分けられます。その4つの部門とは、生活・家族部門、労働・企業部門、安全・安心部門、もう一つは医療・健康部門であります。その4つの部門のうち、福井県が1位だったのは、労働・企業部門と安全・安心部門の2つです。生活・家族部門は3位、医療・健康部門が9位でした。医療・健康部門が中では低いんですけれども、その4つの部門を合わせた総合点では堂々のトップであります。ちなみに北陸3県の福井、富山、石川がトップスリーとなりました。福井と富山の差は微妙でしたけれども、とにかく1、2、3を北陸がとりました。福井が40の指標でベストテンに入った項目のうち、これ15個あるんですが、主なものを言います。例えば出生率、これは5位です。持ち家率、これは3位。生活保護関係では、被保護実人員数が低いということで2位であります。それと保育所の収容定員比率は、これは堂々の1位であります。また、労働関係では正社員率が3位であるとか完全失業率が2位であるとか、あるいは障害者雇用比率も2位であります。。

悪いほうを少し紹介します。これは総労働時間42位。1日のの休養・くつろぎ時間も41位ということで、これは悪く言うと働き過ぎということが言えます。もう一つは、1人当たりの地方債現在高は100万程度ですが、40位です。あるいは転入率が45位と、これは相当悪いですね。もう一つ意外だったのは、世帯の消費支出に占める公債費比率、これ45位です。これはちょっと私も意外だったんですが。

こういうデータを一つ一つ我々がどう見ていくかということも大事でありますけれども、さらに大事なのはこの調査をしたほうのねらいですね。それはどういうことにあるかといいますと、近年、GDPとか国内総生産のGNPとかそういった経済的な規模や豊かさではなく、そこに住む人々の幸福度や満足、つまり国民総幸福度がより強く求められていると言われています。この調査は、こうした時代変化を踏まえ、地域住民の幸福度という観点から47都道府県の幸福度の現実を指標化、ランキング化したものでありますけれども、ねらいはただ単にランキングといいますか、序列化にあるわけではありません。調査をされる方々、その代表者は福井県大でもかつて教鞭をとっていた坂本光司という、今は法政大学の教授でありますが、その方々の思いは、ねらいはそのランキングや評価点を通じて客観的事実に基づく問題点とか課題の理解あるいは認識を関係者がしていただき、それに基づいて地域住民の幸福度づくり対策、つまり地域住民が幸せとな

る地域づくりを講じてほしいということに尽きます。

私も今、同じ思いでこの場に立っております。つまり、この調査の手法を町レベルでも、我が町でも利用できないか、応用できないかということであります。その理由の一つは、私の感じでは、福井県をトップに押し上げている要因に我が永平寺町のレベルの高さがあると見ているからであります。例えば福井県がトップレベルである、先ほども言いましたけれども、出生率とか持ち家率とか生活保護のこととか保育所の収容定員のこととか、あるいは労働面での失業率。先ほど言いませんでしたけれども、10万人当たりの出火件数も全国で3番目であります。そういうふうに低いです。こういうものは、きっと永平寺町でもいい数字があると私は推察をしているわけであります。子供たちの学力や体力と並んで永平寺町の幸福度も実は日本一の可能性がある、あるいは潜在力があると思っています。必ずしも今の時点で全国の市町村で日本一でないかもしれませんけれども、いい結果が出ることは確実だと思うし、大きな誇りとなります。

一度、坂本光司教授の縁を頼って、地元の福井県立大にもお弟子さんが何人かいらっしゃると思いますので、そういう方々とチームを組んで永平寺町のデータを出してみたらいかがかなと強く思うわけであります。あるいは、既にデータがあるのなら幸福度の視点でデータを整理したらと提案をさせていただきます。

総合的に高い幸福度が出ることも実はいい話なんですが、40の指標のうち、必ずしもいい評価があるばかりではありません。それはそれで我が町の今後の課題として時間をかけて取り組めばいい話でありまして、少なくとも課題として理解、認識することが大切かと思っております。

例えばこの転入率。福井県は1.14%と45位でありますが、ここら辺の課題は県も町も多分同じかなと思います。しかしながら、最近永平寺町を見ていますと、清流地区でも新築の家が相当目立っております。やりようによってはまだまだ永平寺町は潜在力がありますので、これなんかはかなり町としてはレベルアップできるんじゃないかなということが予想されます。

もう一つ、県のレベルでは総労働時間が42位と長かったり、1日の休養時間が41位と短かったりするんですけれども、これは町も同じだと思います。これは幸福度に上げるかどうかということは非常に微妙な問題でありまして、どうも福井県民は前々から言われているように人口に対して社長率が日本一だということがありまして、要するに働くことが生きがいみたいな県民性を持っているということなので、これは必ずしもこのことが幸福度を下げるということには私はな

らないのではないかと、大いにこの議論の余地があると思います。

既にこのような、私が申し上げているように国民総幸福度を重視した地域づくりを行っている自治体があります。我が国でも近年、増加傾向にあるということでありまして、その代表格が東京都の荒川区です。その荒川区の区長さんも福井県の知事さんと同じ名前で西川さんとおっしゃるんですけれども、西川区長の構想はグロス・アラカワ・ハッピネスというそうでありますが、まず不幸だという人々を減らすことにそういう重点を置いてスタートをしたということでありますが、静岡県も始めています。これは多分先ほど申し上げた坂本教授の地元だということも関係しているかと思いますが、何かいろんなところでいろんな方法で取り組んでいます。ひとつ我が町でもこういう視点でまちづくりをしてもらったらどうかなというふうに思っております。

この荒川区も取り組んでいる国民総幸福度や国民総幸福量という考え方は、実は今から35年前の1976年にさかのぼります。その当時のブータンの4代目国王のワンチュク国王がスリランカのコロンボでの国際会議で発言されたことに始まります。その聡明な国王いわく、GNPという国内総生産も重要であるが、自然環境や文化、伝統などを破壊し、家族、友人、地域の連携を犠牲にするような経済成長は到底国家の目標ではあり得ないというものでありました。この考えは、当時の世界の主流であった経済成長至上主義に疑問を投げかけるものとして国際的にも注目をされるんですね。国際会議も何度か開催されました。

その後、残念ながらこの重要な問題提起は次第に忘れ去られていった嫌いがありますが、ここに来て、バブル崩壊、リーマンショック、さらに相次ぐ世界的な金融破綻あるいは経営破綻、最近ではユーロの危機もあります。日本でも東日本大震災、そしてそれに伴う原発の事故らがありまして、もう既に世界大恐慌が始まっているんでないかという説さえあります。そういうさなか、経済優先あるいは成長優先という国づくり、まちづくりあるいは企業づくりの物差しを見直して抜本的に方向転換をすべきだということかと思います。

ブータン国王の提唱した幸福度の考え方に再び注目をされていることを申し添えておきますが、いかがでしょうか。この手法をどう評価し、あるいはまちづくりに何らかの形で活用していただきたいという思いで今質問をさせていただいておりますが、とりあえず今、この時点で何かお答えをいただければありがたいと思います。

○議長(河合永充君) 松本町長。

○町長(松本文雄君) 今、先日の法政大学の研究チームの幸福度の発表がありまして、福井県がランキング1位ということであります。議員仰せのとおり、出生率は5番目ですし、それから保育所の収容率が1番なんです。いろいろ1番が幾つもあるんですけれども、これは内容的に何か永平寺町によく似通っているなという感じをしております。非常に悪いところは、今もありましたけれども働くのが多いということです。そのかわり休憩が少ないということです。それが41番目とかとなっておりますので、福井県は働く県だということも、その幸せ度の中では低い数字になっています。そういうことで今1番ですけれども、ここでトップに上げられているところが永平寺町でも相当の部分が入っているように思っております。

それで今、どういうふう形でそういう、例えば小さな町がこういうものをつくることができるかというのは、ちょっとこれから検討、研究せなあかんのですけれども、そういうことも含めて、町のいい面はお知らせするのも一つ大事だろうと思っておりますので、そういうことも含めて研究といいますか、検討していきたいと思っております。

- ○議長(河合永充君) 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) ありがとうございます。

実は何日か前に、私、親しい友人に今度の議会ではブータンの話をしようと思うという話をしましたら、その方の妹さんのご主人さんがブータンに関心を持っていて、ついこの間ブータンを実際に訪れたと、そういう方からちょっと少し情報を仕入れてまいりました。いろいろ教えていただきました。

その方は今は早稲田大学の教授で専門は経済地理学でありますが、国民総幸福 量の概念を知るためにことしの8月にブータンに行かれて。成果の一部があるん ですが、それをちょっと簡単に説明させてください。

国民総幸福量には4つの柱があるそうであります。1つは持続可能で公平な社会経済開発、2つ目は自然環境の保護、3つ目は有形・無形文化財の保護、4つ目はよい政治となっています。極めて単純明快でありまして、貨幣的、物資的な尺度とは違って、文化的、精神的な面を考慮しております。もちろんこの考え方に賛同する人も多いんですけれども、反対意見もあります。例えばこの4つの柱をどうやって数値化して測定し、国際比較できるかということであります。非常に困難な作業ですけれども。

しかし、この総幸福量の考え方で国際比較するとブータンの国際的地位は非常

に高くなると言えます。それは、実際にはブータン人の大部分は、自分たちは現在幸福だと考えていることからもわかります。まず、ブータン人は、自分たちの幸福より他人の幸福のほうが大切だと考えている国民であります。最近も第5代国王ご夫妻が日本を訪れまして、大変にいい印象を残されて帰られました。その後、ブータンブームが日本でも起きていると聞いております。その後、ブータンを訪れる観光客が激増しているということも聞いております。実際、多くの日本人がこのブータンから大きな示唆を私は与えられていると思っておりますが、非常にいいご答弁をいただきましたので期待を申し上げております。機会があれば、先ほどの早稲田大学の、坂本教授でもいいんですけれども、宮下さんとおっしゃるんですが、松岡でブータンに関する話を聞きたいということであれば何とか連れてくることも可能かと思っております。

私、余談でありますけれども、どうもブータンとかモンゴルとか、あるいはチベットとか、ああいう国というのは、何か自分と似た顔の人がいるなという思いがあって、ちょっとあの辺の国に昔から個人的にあこがれているんですが、ひょっとしたら日本人のルーツがあの辺にあるかもしれない。一番肝心なのは、日本人が忘れている大事なものがあの国にまだあるんじゃないかということがあって、今町長さんに答弁いただきましたので今後何らかの形でこれをまちづくりに活用していければいいと思います。

ほんでいいでしょうか。また加えて何かありますか。ブータンについて。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) ブータンの国王夫妻が来まして、短い期間でありましたけれども、非常に国民にさわやかな感じを与えていきました。

これは僕もちょっと調べたんですけれども、人口は69万7,000人です。 九州と同じ大きさです。今もお話ありましたように、特に伝統とかそういうもの を重んじる国でありまして農業と林業の国です。それから水力発電所が非常に豊 富なんで、インドへ輸出をして外貨を獲得しているということです。それで、こ れは心の豊かさを考えている国でありまして、国民総幸福というのは物資的な豊 かさでなしに、そういう心の豊かさが大事だという、そういう小さい国ですけれ ども、みんなが国に対してそういう気持ちを持って働いているという国でありま すので。

いろいろなかなか難しいと思いますけれども、やはりそういう心の豊かさとい うのも非常に今の時代大事でありますので、これから健康づくりとか、あるいは 余暇とか、あるいは今公園のお話もありますけれども、そこへ行って休むという ことも非常に大事であると思いますし、そういう意味におきまして、そういう面 についても十分考えていきたいということを今考えております。

- ○議長(河合永充君) 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) ありがとうございます。さすが町長、よく何でも知ってい らっしゃると思います。

今おっしゃったように、インドとも非常に関係が深くて、日本、スイス、デンマーク、オランダなどが非常に関係が深そうであります。むしろ、当たり前の話ですけど、中国あるいはアメリカあるいはロシア、この辺とはちょっとあんまりい状態ではないというんで非常に仲よくしやすい国じゃないかと思います。どうかひとつお願いをいたします。

続きまして、小中学校の連携について教科内容まで踏み込んでいるかということについてお尋ねをいたします。

先月、11月に松岡小学校で公開授業がありました。白川文字学の研究授業でありましたが、対象は小学3年生でした。私もかつて議会で、町レベルでも白川文字学を授業として取り入れたらどうかということを申し上げていたので、早速拝見をさせていただきました。私にとっては久しぶりの授業参観ということもあって、やっぱり子供っていいな、学校っていいなと感じました。学校という場で見守られて、育てられていく子供たちは本当に幸せそうだという印象を持って、心洗われて帰ってまいりました。もっともっと学校を応援したいという気持ちになりました。そして小学3年生でも非常に大人顔負けの意見を言う子供がいて、これも大変に感銘を受けました。

また、ケーブルテレビでもきのう、町長さんの答弁の話の中にもありましたけれども、中学生の立志のつどいですか、何人かの中学生が決意表明というんか、自分たちの夢とか町のことについて、どう見詰め、貢献していきたいとか、そういう熱い気持ちが伝わって、本当に純真な気持ちが伝わって楽しく感じられ、私も感銘を受けている一人であります。だからそれを見て私どもも議員として彼らの意見をもっと聞きたいなと、そういう気持ちに駆られました。たまたまきのう、町長のほうからも子ども議会を考えているということなので、私にとっても個人的には渡りに船の話で大変ありがたいと思っております。実際、議会の中でもそういう声があります。大変勉強になりますのでありがたいと思っております。

その子ども議会の中で一つだけ言わせていただきたいんですが、教育を受けて

いる子供たちが教育というものについてどういう思いを抱いているか、こんなテーマを子ども議会で取り上げていただければありがたいなというふうな思いをいたします。学校の先生が非難の対象になるというのはなかなかちょっとよくないかもしれませんが、そういう話でなくて、純真な気持ちを聞くことが大変いいかなと思っております。私が今から申し上げる話とちょっと関係してくるんですが、とにかく教育をしている大人が教育をされている子供たちの生の声を聞くということは本当に大切なことで、そういうところから本当の教育が始まるんじゃないかなというふうに思っております。子供たちの言うことが全部が全部的を射ているとは思いませんし、場合によっては的外れなところがあるかもしれませんが、それでも大人側が子供たちの声に謙虚に耳を傾けるという姿勢は子供たちにとっても大事ですし、我々にとっても大事であります。大人側が教えられることは必ずあります。子ども議会に大きな期待を寄せるものであります。

さて、私の質問は、小中学校の連携について教科内容まで踏み込んでいるかということでありますが、この質問は、実は私が中学1年のとき、約50年前にもなりますけれども、とても感じたことがもとになっております。したがって、昔の子供の純真な思いだと受け取っていただきまして、どうか子供に答えるように温かいご答弁をお願いを申し上げておきます。

9月の議会でも一般質問の中で取り上げましたけれども、県は今年度、福井型 18年教育ということを打ち出しました。この中でポイントとなる言葉ですね。 福井県は、とにかく子供たちが生まれたときから高校卒業までの18年間のそれ ぞれの発達段階において子供たちが望ましい力を身につけるとともに、関係者の きめ細やかな連携のもと、接続を重視した一貫性のある福井型18年教育を進めようとしているということですが、この接続を重視した一貫性のあることが大き なポイントであります。

私は以前より、小学校から中学校、中学校から高校あるいは高校から大学へと教科内容のつながりがスムーズにいっていないということへの懸念を持っていて、問題の一つとしてたびたび指摘をしてきました。県がこのたび、接続を重視した一貫性のある教育という表現をしていますけれども、具体的にどのような施策を打ち出し、各市町に下ろしてくるのか。必ずしも教科内容に特化したものではありませんでしょうけれども、非常に興味もあるし、期待もしているということです。しかし、今のところ、余りその具体策が見えていないことで、私は私なりに教科内容にまでそういう踏み込んだ施策が多分あるだろうという前提にし

て、私は自分の意見を申し上げたいと思います。

教科にもよりますけれども、私は一部の教科で教科内容に連続性がないと感じています。中から高、高から大に比べて、まだ小から中は程度は軽いんですけれども、私の経験では、中学1年のときに教科内容に連続性がないというか、ぽんと飛ぶ感じがするんですね。そのときに非常に戸惑いといいますか、嫌な感じ、不安を持ちました。また、以前、小学生の算数もちょっと教えていた時代もありまして、小学校の高学年になると、むしろ算数のほうが実は数学よりも難しいという面もあります。そういう反面、算数の内容によっては、ここでつまずいても中学校の数学に余り影響を与えない部分も少しあります。

そこら辺の経験から、小学校の先生が中学校の数学をきちんと把握していたり、あるいは逆に中学校の先生が小学校の指導要領をある程度把握しているといいのになと思ったことがあります。小中学校の先生方が互いに学校の教科内容につきまして熟知しているということは何の問題もないんですが、実際にはそれはすべての教科については不可能だと思いますが、できるだけということでお願いをしたいと思っております。実際にそういう教科内容まで踏み込んだ小中連携の勉強会のようなものがあるのかなということも知りたいところであります。

典型的な例を一つだけ申し上げますと、昔、我々の世代に、算数では鶴亀算が出てきました。例えばツルとカメが合わせて30いて、足の数は合計で100だと。ツルは何羽でカメは何匹かという問題ですけど、ここであの当時、僕は自力では全くできませんでした。ところが後になって、中学2年のときに連立方程式で簡単に解けるわけですね。だから、それは鶴亀算をその当時にわかるにこしたことはないんですが、別にわからなくてもそんなにショックを受ける必要はないんですね。そんなことを小学校の先生が知っていれば、そこで「大丈夫、大丈夫」という言い方もできるわけでありまして、算数にはそういう面がちょっとあるみたいですね。

ここで科目について一つ言っておきますと、もう制限時間が来てしまいますので省きますが、そこら辺でどうですか。ひとつ何か。今の実態といいますか、小中の連携についてどんなことがあるのか。日ごろ、幼小連携あるいは小中連携ということをやっているということは聞いているんですが、具体的にどんなことがあるのかなということはまずお尋ねをいたします。

- ○議長(河合永充君) 教育長。
- ○教育長(青山慶行君) 今ほどいろいろたくさん出てまいりました。できるだけ拾

ってお答えをしたいと思います。

まずは、福井県で福井型18年教育の推進ということで、どんな事業があるかということをおっしゃっておられましたが、福井県では5つぐらいのものに分けているようです。1つは幼児教育の支援、2つ目は学力向上と人材育成の推進、3番目としては教える側の指導力の向上、4番目としては聞ける話せる語学教育、5番目としてはサイエンス教育の推進とそれぞれについて授業に盛り込んでいます。前にも話ししましたが、これはもともと5カ年計画でやっているところですが、県の考え方としては幾つかの授業があるのを一つの視点でとらえて18年教育というぐあいに考えているように思います。幼児教育については福井型幼児教育の支援事業というのをやっております。それから、学力向上と人材育成については児童・生徒の確かな学力の育成事業、3番目の教える側の指導力ということで教育情報フォーラムの設置、それから4番目、聞ける話せる語学教育ということで教育情報フォーラムの設置、それから4番目、聞ける話せる語学教育ということで福井型英語コミュニケーション能力向上事業、5番目としてサイエンス教育についてはスーパーサイエンスクラブ設置事業というようなものを今実際やっているところです。

そこで、ちょっと話が変わるかもしれませんが、本町の各地域においての小中学校の教員が一堂に会しまして小中連携の会議を年数回開催しております。主として生活面だとか学習面の全般的にわたった面、または個々の生徒の特徴というようなことで実態把握、留意すべき事項などを話し合っているというのが非常に多いんです。

例えば町の小中学校の研究主任会では、学力向上プランというのが各学校にあるんですが、それをもとに小中学生に育成したい学力というのをどんなふうに具体的にやっていこうかというような検討をし合ったりもしています。それからまた教育研究会や授業研究会では、小中学校を相互に訪問し研究し合いまして、児童生徒の実態、それから児童生徒の成長を知ることができます。それぞれ小学校の先生が中学校に行ったり、中学校の先生が小学校に行ったりして児童生徒の様子を見るということです。

実際、この教科についてですが、ことし7月に松岡中学校区の先生方が教科書を持ち寄りまして、小中学校で指導内容の確認とか留意したい指導事項など、何を重点にこれからやっていこうかとか、そういうふうなことを話し合ったこともあります。

ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) 本当は国語の話とか英語の話もしたかったんですが、またの機会に譲りたいと思います。

私がいつも申し上げているんですけれども、基本的に学校の先生というのはいろいろ大変で忙しいみたいです。だから我々地域の人間とか、あるいはPTAなんかがね。本当は先生方には勉強を教えることに専念をしてほしいと、あるいはほかに生活指導だとか部活の指導とかいろいろありますけれども、何らかの形で地域が応援してあげるので、どうか本来の先生のお仕事をしてほしいなという思いで私はこういうことでいつも質問をしているわけです。だからお願いしたいのは、学校の校長先生を初め、我々地域とかPTAにもっとこんなことをしてほしいと要求してほしいと思うんやね。そういうことを教育長さんを通じてお願いしたいなということをお願いしておきます。

続きまして、最後の質問に移りたいと思います。

現場の職員体制のあり方を問うということで、特に幼児園の実態についてということでお願いします。

幼児園あるいは給食、消防の現場、職場から聞こえてくる、または見えてくる 様子でありますが、これも大変に忙しいということであります。私も最近たまに 幼児園を訪れることがあるんですけれども、自分の子供がお世話になっていたこ ろですから随分昔ですけれども、そのころはゼロ歳、1歳、2歳児の受け入れが なかったという時期もありますので、ゆったりとしているというか緩やかな時間 が流れていて、お邪魔しても非常に落ちついて話ができる。気持ちよかったです。 ところが今は、非常に言葉は悪いんですが、まさに戦争場のようで、本当に保育 士さんにとっても一種の戦いの場であるような、とにかくにぎやかです。すべて の幼児園でゼロ歳、1歳、2歳児を受け入れているわけではありませんので幼児 園によっても差がありますが。

それらの幼児園と給食と消防の現場を一様に論じることは無理がありますけれども、給食では、来年度久しぶりに正職の給食士さん2人が配置されるということでありますが、それでも現状はいっぱいいっぱいでないかなというふうに心配しております。消防もまだ統合されておりませんけれども、36人体制ということで年休もとれないという声が聞こえてきます。考えてみれば、3町村は合併したけれども消防も幼児園も給食の現場もある小中学校も統合はされていないわけですから、役場の一般職を減らすように同様には扱えないわけであります。消防

の場合、町村の合併のとき42人でしたけれども、今は36人。給食士は、今は正職10人、常食の嘱託が14人、パート11人ということでありますが、先ほど申し上げたように来年度は正職12人になります。多少大変さも緩和されるでありましょうけれども、さらにお願いしたいなということが率直な私の気持ちであります。

さて、幼児園の話になりますが、現在の正職員数は54名、嘱託は53名、ほぼ半々、合計で107名。昨年度は、正職55名、嘱託が58名で計113名であります。私だけではありませんが、議員の声として、以前より正職と嘱託とのパーセントを、今半々ですが徐々に上げていっていただきたいと。財政的な事情もちろんおありでしょうけれども、いろんな意味で質の高い保育サービス、そうすれば質の高い幼児教育が望めるということでお願いをしています。理事者側の答弁にも、徐々にパーセンテージを引き上げて、せめて60%程度にしたいということもいただいております。

幼児園だけの話ではありませんが、国の指針もきめ細やかな、そしてまたレベルアップしている、高度になっておる。利用者や保護者あるいは地域のニーズ、要望らも多様化、高度化している中で、財政の事情はあるけれども、正職をある程度ふやしていかざるを得ないのではないかと。あるいは嘱託にしても、毎年毎年新しく確保しなけりゃならない大変さもあります。幼児園の嘱託の待遇もきのう答弁の中でもありました。県下でもいいほうだということでありますが、安定した嘱託の確保のためにもさらに改善をしていってもいいのでないかというふうなことを思います。私、嘱託職員さんの細かな出入りまでは承知しておりませんけれども、利用者、保護者の立場に立って言うと、正職と嘱託の職員との区別はつかないわけですから、余り出入りが多い状況というのは、保護者にも、不信感とまではいかなくてもちょっと悪い影響があるんじゃないかなというふうなことを懸念いたします。

これも私の小学校時代の例で恐縮なんですが、私の子供が小学3年生のとき、1学期、2学期、3学期と担任の先生が違いました。3人の先生が担任をされたわけであります。その当時、PTAの役員もしていたんで、私、そのクラスの代表者のつもりで申し上げたんですが、そのとき校長先生の反応はとっても鈍かったということだけは覚えております。「ごめんなさい」とか「申しわけない」という言葉は一切なかったですね。それも仕方がないかなと。もちろん初めから学校側もそんなふうに3人の担任がそれぞれの学級を受け持つなんてことは想定し

ていないと思います。結果的にそうなったということなんですが、やっぱり我々は、それは幾ら何でもないでしょうというふうなことを、正直言ってちょっと思いました。

これ余計な話ですけれども、例えば今の中学校はどうってことはないんですが、 たまに中学校の状態が非常に悪いときがあります。例えば中学1年が非常に行儀 が悪いと。どうもそれはさかのぼっていくと小学校、あるいは幼児園までいかな いでしょうけど、小学校でそれによく似たことがあると。担任がころころころこ ろかわって非常に落ちつかない状態が中学校まで来るという話は聞いたことがあ ります。そういうことなので、今申し上げました。

話をもとに戻しますが、きっと町長さんを初め理事者側の方々も幼児園のこの件に関して、私の要望というよりも現場の願いでもありますけれども、この願いに何とかこたえてあげたいというお気持ちでいっぱいかと思っております。小学校も中学校も幼児園も今のところは統合していないし、統合するおつもりもない現状の中で、また消防署の統合もあるとしても今の時点では統合していないわけでありますので、早急にこの職員体制の改善を私としてはお願いしたいなと思っております。

私ども議員は多分、全員かどうかわかりませんけど、役場の一般職の町職員適 正化計画と幼児園らの現場の職員とは少し別個だと思っておりますので、そこら 辺どうでしょうか。お願いいたします。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 今、職員の定数関連についてのお尋ねがございました。

まず、幼児園の嘱託の保育士あるいは調理員という話でございますが、昨日もちょっと関連したような形でお答えをさせていただいておりますけれども、本町の幼児園での保育というのは、ご承知のとおり、さまざまな内容で受け入れをしております。ゼロ歳児から延長、そして早朝からの保育あるいは一時的な預かりもやらせていただいておりますし、そういった意味で従来の3歳、4歳、5歳を中心とした、そういった保育状況とは相当複雑、多様化しております。そういった形で、そういうニーズに対してすべて正規の職員で受け入れるということは、これはなかなか理解も得られないと思います。現に子供の出生数そのものは、従前と比べると減っているのは現実でございます。ただし、今申し上げたようなさまざまな保育ニーズにこたえるために入所を希望される子供さんはふえてきております。そういった形で自然と嘱託の保育士の方に力をかしていただくというふ

うな形になっております。こういう現実については、十分ご承知をいただいているかと思います。

昨日もそういうふうなことで申し上げましたが、そういったことで、なかなか 嘱託の保育士さんあるいは調理師さん等を確保するのも非常に難しい状況にあり ます。そういった意味で、やはり周辺地域のことも十分調査をしながら、そうい った嘱託の職員の確保がなるべく長続きできるように待遇面での改善も取り組ん でいるところでございます。

また、特にこの保育士の場合、ちょっと今、多様化しているニーズということも申し上げましたが、保育士につきましては特に女性が多い職種でもございます。そういったことから結婚、出産、それから子育て、保育士そのものがそういったことがあります。そういうことも含めて、途中で休暇をとるような形で嘱託の先生にお願いをするというふうな場合も多々あります。しかし、そういったものについては担当課のほうで事前にそういった情報を得ながら、急に先生がいないというふうなことは避けておりますので、計画的にそういうものについては進めているところでございます。

学校調理員の件につきましても、これはことしの全員協議会のほうでもお願いをしましたけれども、今10人体制でやっておりますけれども、これを12人体制で今後は継続してやらせていただきたいということでございます。今は1校のみが2人置いておりますけれども、これからは3校で2人正規職員を置きまして、あとは1人ずつでございますけれども、正規職員の休暇とか、あるいはそういう場合に備えるために12人体制を継続していきたいということで、新年度は2名の採用を予定しているところでございます。

消防職員についてもお話がございましたけれども、今、現員36名で対応をさせていただいております。先ほど消防体制の強化というところで消防長もお答えをさせていただいておりますけれども、私どものほうの人事担当のほうでもそういった面からもそういった体制の強化について今十分内容を詰めております。そういったことで消防職員の採用ということについても計画的に考えております。

当然のことではございますが、職員数の絶対数については、これはやはりふやすという考え方にはなかなか出にくいわけでございますけれども、繰り返しになりますけれども、今現在の正規の職員、そして嘱託の職員の比率についてはなるべく正規の職員の比率が高まるような、そういうふうにしていきたいという考え方は従来と変更がございませんので十分ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) 総務課長は総務課長の立場でいろいろと言いたいことはわからないでもありませんが、私はちょっと違うなと思うのは、決して僕らは100%正職員にしろと言っているわけではないんやね。たまたま、1年以上かちょっと前かいつかは忘れたんですが、その当時の副町長の答弁では、たしか60%まで上げたいという答弁はいただいているんやね。そのことと今課長がおっしゃることは別に矛盾はしていないですよ。正職をふやすつもりはないけれども、パーセンテージを上げたいということで。それでいいんですね。今は50%だけれども、パーセンテージに関しては徐々に上げていきたいということでしょう。

ただ、現実を見ると、少子化といえども、ゼロ歳、1歳、2歳児をやめるわけにはいかないですね。多分子供の数がふえていくんでないかと思うんですね。そうすると正職員は上げないでパーセンテージを上げるということが、そんなのはできるんかなということを心配するんやね。そうなってくると、統合する気は今のところはないということなので、じゃ一体どうするかなということがちょっと不思議な感じがするんですが、どうですか。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今申し上げましたとおりですけれども、いろいろな形の保育を行っております。これはこれからずっと続くと思います。そういう意味で嘱託の職員の方も大変大事なんですけれども、理想的なのは55と45とか60と40が理想だと思っております。

途中で、どういうんですか、ことしの採用の中でいろいろ検討していくんですけれども、ちょっとそのとき違うといいますのは、違うと言うとおかしいんですけれども、特に女性の方ですから出産されて、それから育児休暇というのもありますので、そこでちょっと率的に下がってまうときもあります。だからそういうことも含めて、やはり少なくとも今50、50とかそういう感じですので、55と45とか、あるいは58と42とか、こういうふうな形で今後考えていきたいと思っております。申し上げましたように、3、4、5のそういうところについてはほんでいいんですけれども、新しい保育のいろいろなことをやっておりますので、そういうことの中でもやはり正規の職員というのは大事だと思いますので、いろんなことも考えていきたいと思っています。

例えばゼロ歳児保育なんかは今、1人で3人を見ています。1人で3人見ていますと、それは国の基準が3人で1人なんですけれども、少なくとも1人で3人

というのはなかなか難しいんで、トイレにも行かれないということでありますので、1人に2人というようなことも国に対しては要望、要求をしています。

それで、そういうこともしているんですけれども、どういうんですか、その人員の何とかというのはなかなか国も非常に難しいんですけれども、いろんな面でそういうこともありますし、町独自で1人で2人にしますと1人ふやさなあかんので、そういう嘱託がそこにいるというようなことも行ってきまして、今申し上げましたように、いろいろな取り組みの中でそういう取り組みは非常に大事なんでもっともっと拡大していく必要があると思いますので、そういうことも含めて正規の職員をふやす方法というのを考えていきたいと思っております。

それで少しでも率が、率を言うと申しわけないですけれども、率が上がるように55と45とかそういうことも考えて、60と40なんていうのは案外理想的だと思いますが。昔は80と20ということを聞いていましたけれども、とてもそういう時代ではない。それは3、4、5歳のときはそういうことでしたけれども、今はゼロ歳児から時間外からいろいろありますのでそういうことはできないんですけれども、そういう中で、やはりこれは大事なことですから改善していきたいと思っております。

- ○議長(河合永充君) 13番、松川君。
- ○13番(松川正樹君) 熱心なご答弁ありがとうございました。いろいろと悩みの種も尽きないと思いますけど、どうかひとつよろしくお願いいたします。 どうもありがとうございました。
- ○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

2時30分より再開いたします。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

○14番(渡邊善春君) 私、さきに通告しておりました4点についてお尋ねいたしたい。そしてお願いでございますけれども、答弁はイエスかノーかで結構でございます。明瞭なご答弁をいただきたいと思います。

まず通告してあります第1点として、本町の人口が少しではあるけれども減少

しておると。しかし、新聞紙上やいろいろマスコミ等において全国的に人口が減っておると。

さきの町長からの答弁の中で、我が福井県でふえておる市町村はただ1カ所、 鯖江市と聞いておりますけれども、そして坂井市と本町、永平寺町が少しである けれども減っておるんだというお話でございましたけれども、私は本町において 客観的に見たとき、本町もそんなに減っておらないのかなという疑問を持ってお りましたけれども、合併して5年と数カ月たちましたけれども、松岡、永平寺、 上志比の2町1村で5年数カ月前に合併しましたけれども、この中でどうしても 減少が多いんじゃないかなという地域がございます。やはり九頭竜川の流れとと もに上志比のほうが激流のようにたくさん減っておると。そして永平寺、松岡の ほうに流れてきておるんじゃないかなと思います。

特にまた、人口の中で昼間人口が非常に少ないと思うんですね。昼間人口の多いのは、やはり旧松岡地区の御陵地区の県立大学あるいは福井大学医学部の附属病院、そして食品ですか、専門学校があるんですが割合に多いんかなと思うのが現状でございますけれども。

ここでお尋ねをいたしますけれども、この永平寺町において、各地域において どれだけの人口の減少があるのかお尋ねをいたしたい。また、ある筋から聞けば、 上志比地区において、やはりここ十数年の間に10%以上の人が少なくなってお るという情報を聞いておりますけれども、それは事実か事実でないか。数字を持 ってご答弁を願いたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(市岡栄二君) それでは、お答えをいたします。

10年と申しますけれども、一応合併しての数字を報告いたします。

合併後の18年の4月1日と本年4月を比較しますと、町全体では、18年4月では2万377人が本年4月では493人の減の1万9,884人、率にして2.4%の減でございます。地区別では、松岡地区では、18年4月では1万496人が本年4月で176人減の1万320人、率にして1.7%の減。永平寺地区では、18年4月で6,343人が本年4月で154人の減の6,189人、率にして2.4%の減。上志比地区では、18年4月で3,538人が本年4月で163人減の3,375人、率にして4.6%の減となっております。

以上です。

○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。

○14番(渡邊善春君) 今私が想像したとおり、上志比地区がやはり4.6%の数字が減っておるという報告でございましたけれども、私の見る目もそんなに間違いなかったなという感じでございますけれども。

じゃ、やはりここで過疎化しておる上志比地区の過疎化をとめるためにどうしたらいいか、あるいはまた、どのような方策があるかないかということを。もしもあるとするならばご答弁を願いたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 副町長。
- ○副町長(田中博次君) きのうの酒井議員さんのご質問にも答弁させていただきましたけれども、やはり2006年ですか、平成18年を境に人口減少期に入っているということは、これは紛れもない事実でございまして、本町において、鯖江市は、これは対象期間は若干違いますが、前回の国勢調査と今回のですから17年から22年の間ですか、ここで唯一伸びたということではありますけれども、押しなべて減っているということが客観的な事実でございます。

そういうことですけれども、これまでも子育て支援だとか健康づくり、それから定住促進、医療費の助成といった町民の方々に直接的にかかわる施策をより充実することによって、その辺の減少を最小限に食いとめてきたというのが、これは正直なところではあるというふうに思っております。

抜本的に人口歯どめ策について何か妙案があるのかということになりますと、いろいろ今後とも、例えばですけれども、宅地造成による住環境の整備だとか、雇用の場の創出ということで企業誘致だとか、あるいは道路網の整備だとか、そういったことでこれまでやってきました子育て支援、教育の充実もさらに充実しながら総合的にやっていくのがやはり人口減社会における行政としての務めかなと、このように考えております。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今の人口増について、私も時々福井市のほうでお友達と会うていろいろと話し合いをするんですけれども、永平寺町の子育て支援の事業が非常に進んでいると。ソフト面において、やはり子供さんの医療問題や、あるいは幼児園の問題とかいろんな問題は非常にすぐれておるという高い評価をいただいておるんですね。しかしながら、「じゃ、永平寺町来なさいや」と言いますと、やはり二の足、三の足を踏むんですけれども。

私はここで一つ提言をいたしたいと思いますけれども、上志比地区の活性化の ために、平成25年の3月ですか、やはり永平寺温泉が開設をするような運びに なりつつあるんですね。だからあの地域に、温泉はありますよ、学校は近いんですよ、あるいは道路網も整備されましたよ、そして九頭竜川の清流が流れていますよと、そして遠くを見れば白山連峰が見えますよという非常にすばらしい地域でございます。ここで町に計画があるとすれば町営住宅を建設して人集め、人集めと言ったら言い方が悪いかもしれませんけど、やはり人口増を図ってはどうかなというのが私の腹案でございますけれども。

もしもそのような事業の計画があるんでしたら、そんなのにしていただきたいなということを提言をしたいと思いますけれども、今のところはそういうふうな計画はおありですか、おありでないですか。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今お尋ねの件につきましては特に予定はございませんけれども、申し上げましたとおり、いろいろなことがなければそこに生活していただくという条件が整わないということは十分わかっております。

それで今、もう一つ大きいのは機能補償道路をやっておりまして、いつも上志 比地区へ行きますと福井まで行くのに非常に時間がかかると。渋滞して相当早く、 6時半ぐらいに出なあかんとかということも若い人からも聞いておりますので何 とかして機能補償道路を早く整備したいと思っております。

それで、機能補償道路も上志比と永平寺間5.4キロありますが、今3.2キロ供用開始しておりまして轟も工事が終わりました。今、轟から野中の工事も終わりまして、あとお話が、部分的には少しありますけれども、すべてご理解を得まして、24年度に向けまして精力的にやっております。これは当初、大分心配しましたけれども、地権者のご理解あるいは地域の皆さんのいろんな応援などもありまして、町のほうも非常に精力的にやりましてすべての地区でご理解をいただいたということでありますので、一日も早い完成を目指すことが上志比地区の皆さんに少しでも定住をしていただけるということだと思います。

そういう意味で何としても、温泉の話もありましたけれども、やはり生活道路 というのは非常に大事なんで、これをきちっと計画どおり24年度に仕上げたい ということで、予算につきましても県とも今折衝をしておりまして、何とかそう いうことをしたいと思っております。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今、町長からの説明に本当に心を強くしたものでございますけれども、道路面の問題、中部縦貫道の問題あるいは機能補償道路の問題と整

備の充実が図られておることは間違いございませんけれども、一日も早く中部縦 貫道あるいは機能補償道路が開通して、やはり住みよい永平寺町、住みよい上志 比地区というような格好で人口増を図るようにご尽力を願いたいと思いますの で、ひとつまた町営住宅の件も今ちょっと提言しておきましたけれども、やはり 計画があるとすればそんなことを進めていただきたいな。それが上志比地区の活 性化につながる。そしてまた永平寺温泉の営業再開とともに、確としたところの やはり活性化につなげていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを いたします。

続きまして、ちょっとあんまりいい話ですか、ですけれども、永平寺町の図書館の町民に対しての利用率が割合に減っておるということを聞いておりましたけれども、そんなに減っているかなと思いましてとにかくちょっと聞いたところ、やはり若干でございますけれども減っておると。

かつて合併前の松岡時代のときは、福井県でナンバーツーを誇る利用度の図書館でございました。そしてその後、ことしの8月4日ですか、来館者100万人という大きな数字になりまして記念式典がされたそうでございますけれども、やはりこれも新聞紙面で大きく取り上げておられましたけれども。

この図書館を守り立てていただきたいなというのが私の気持ちでございまして、昨年減った原因、私なりに一つ、松岡、永平寺、上志比の各館がございますけれども、昨年は上志比地区の館の減っている原因はどこかな、やはり雪が多いからあのサンサンホールまで足を運ぶ町民の方が少なかったんかなということを推測いたしました。また、永平寺館において、かつて四季の森にありました図書館を、松本町長の手によって永平寺支所のほうまで下げてきたと。多額の予算を投じて支所のほうでオープンをしたと。そしてやはり四季の森のときから見れば格段の差の利用度があるんじゃないんかなということでございます。そして松岡図書館の減っておるのは、やはり昨年は松岡小学校の体育館の建設に伴い利用者が少なかったんかなということを推測しておりますけれども。

それも理由の一つでございますけれども、私はどうしても気になるのは図書館の駐車場がないということでございます。だから小学校の前に約七、八台ぐらいありますか、その後やはり駐車場がないと。だから車で来る来館者が少ないんじゃないかな、だから減る原因になっておるんかなということでございました。そして、ことし福祉会館の解体をされて駐車場にされたと。私はここは図書館の駐車場に当然なるんだろうなと思っておったんですけど、ふたをあけてみれば町職

員の駐車場になっているんですね。これでは図書館に対して、やはり駐車場不足も仕方ないなと思うんだけれども、今後、この松岡図書館において駐車場問題をどのように解決していくのか。腹案がありましたらお教えを願いたいと思いますけど。

- ○議長(河合永充君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(長谷川伸君) 今ご質問の駐車場の問題でございますが、福祉会館 の跡でございますが、確かに職員の駐車場となっております。これは生涯学習課 だけでお答えするべきでないかなと思いますので、私のほうではちょっとお答え を差し控えたいかなと思いますので。
- ○議長(河合永充君) 利用者が少なくなってきて全体的な。
- ○生涯学習課長(長谷川伸君) まずご質問の今年度の状況でございますが、実績に つきましては、10月末現在で前年比、町立の図書館、松岡でございますが、8 41人の増でございます。永平寺館で167人の減です。上志比館で680人の 減となっております。町立図書館においては入館者数は増加しておりますが、利用者数や貸出数は減少しております。また、永平寺館、上志比館においては入館 者数は減少しておりますが、利用者や貸出数は増加しているといった現状でございます。

特に上志比館において前年比682人という大幅な入館者が減っておりますことは、議員さんがおっしゃったとおり場所的な問題もあるかなと思いますが、図書館の位置なんですけど、お仕事の帰りに利用される方が、松岡館、永平寺館にたくさん上志比の方がいらっしゃっているということが情報のほうでわかっておりますので、その辺も影響しているんではないかなと思います。

また、図書館におきます入館者や利用者の貸出数は全国的に年々減少している 状況にあります。いろいろな要因がございますが、やはりパソコンとか携帯電話、 また電子図書などのIT関連の情報技術の発達により活字離れが叫ばれており、 このような要因によって減っているんではないかなと思っております。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 今、旧福祉会館の跡地の活用についてお尋ねがございました。

現在は町職員の駐車場として利用をしております。

今、町立図書館の駐車場として利用できないかというふうなご質問でございま

すが、ご承知のとおり、松岡小学校の体育館が新しく建設されたことに伴いまして相当周辺の、道路ではありますけれども、駐車スペースはこれまで以上に確保できたように思っております。また加えて、松岡小学校の教職員あるいは来客者用の駐車スペースも相当数ふえております。そういったことから、従来、体育館の周辺に駐車してあった、そういった方々も今は従来にも増して駐車のスペースが確保できているというふうに我々は今考えておるんですが、やはりそういったことで不足ということがあるならば、やっぱり図書館の利用者の方々がどういった形でお見えになるのかといったようなことも一度調査をさせていただいて、そしてまたそういう対応も考えていけたらなというふうに考えております。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今の駐車場の件ですけれども、小学校の前の駐車スペースが10台ばかしございますね。もしもあこを図書館として指定をするんだったら、 やはり図書館利用者駐車場というような看板ぐらいつけておいていただきたいな。

私も数日前に図書館にお伺いしたとき、自分の車を入れるのがやっと1台あいておった。図書館内に人が本当に、やっぱり7台も8台も車は入っているんだからたくさんいるんだろうなと思ったら、ああ図らんや、行ったら私のほかにご近所の方々が新聞を読んでおられた。だから非常にあこは利用するとき、やはり来館者以外の方々が駐車しておるんじゃないかなと推測されるんですね。だから図書館来館者の駐車場ということでスペースをとっておいてくれると、看板でもつけていただくと、やはり図書館利用者外の人がちょっと入れにくいんじゃないかなと思うんだけれども、今後前向きに取り組んでいただければ幸いかと思いますけれども。

総務課長、もしもそういうふうな気持ちがあったら何か。じゃ、こうします、 ああしますだけでいいんですよ。だからできることならばご答弁を願いたい。

- ○議長(河合永充君) 総務課長。
- ○総務課長(布目洋一君) 基本的に、町立図書館あるいは松岡小学校、あの地域は 松岡地区の文教地域でございます。そういった観点から、できるものであれば乗 用車等のそういった手段ではなく、徒歩等で来ていただける方はそういった形で 利用をお願いできんかなと。例えば吉野地区、御陵地区の遠距離の方については、 今ご指摘のあったような形で駐車スペースを確保することも大事かというふうに 思いますので、今後十分考えさせていただきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) この件について前向きに取り組んでいただきたいなという ことを要望しまして、この件につきまして置きたいと思いますけれども。

その次に、嫌なことばっかり言って申しわけないんですけれども、松岡の公民館でございますけれども、教育長、毎日中央公民館に出向いておるんですけれども、あくまで学校教育課長も生涯学習課長も毎日あそこの図書館室へ公民館に出向いておるはずですけれども、あの建物が現在のままで社会教育の殿堂として言えるんですか。満足しておられるんですか。

あれでいいと思うんですか。1回ご感想をお聞かせを願いたいと思うんですけれども。

- ○議長(河合永充君) 教育長。
- ○教育長(青山慶行君) 個人の感想で申しわけないですが、満足していると言えば 間違いになるかもしれませんが、諸般の事情ということもありますし、今、耐震 計画等も計画中でございまして、それとあわせてできるときにはきちっとリニュ ーアルをしてほしいなというぐあいには思っております。ただ、いましばらくは、 すぐはちょっと大々的な補修はなかなか困難であるかと思っています。

急に指名されましたのでまとまりませんが、そういうことでご納得をいただきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 10日ほど前ですか、ある町民の方から「渡邊、ちょっと出てこい」と言って呼び出しを受けました。そしたら電車から乗ってみると「あの障子は何や。破れてぼろぼろの。あれが公民館か」とおしかりを受けました。すぐ監理課のほうに私も連絡を入れたところ、職員が早速行って張ったそうでございますけれども、直したらしいんですけれども、そのような状態が。やはり生涯学習の殿堂なんですよ。教育といったら、子供さんには家庭教育、学校には学校教育、そしてその後が生涯学習なんですよ。その生涯学習の場としてふさわしいのかと。

私、かつて以前に、予算特別委員会だったと思いますけれども、「あのクロスは離れておる。あの壁は落ちておる。障子は破れておる。これが本当に教育の場ですか」と言ったことがあるんですけれども、やはりもう少し管理運営をきちっとしていただきたいと。自分の家庭と合わせて見たら、皆さん、言いますけれども、自分の家庭で障子がぼろぼろになっていることがありますか。全然ない。や

はり考えておらないということなんですよ。教育の場としてふさわしい場にして いただきたいというのが私の気持ちです。

そしてまた、この間、ちょっと呼び出した後にある町民が言いました。「渡邊さん」「何や」と言ったら「あの公民館はひでえな。汚れてるな」と。後ろから見るんですけれども、「ひどいな」と言ったら、町民はどう言っているかといったら幽霊屋敷やと言っているんですよ。それは町民が言っている。私が言っているんじゃないんです。私は「幽霊屋敷じゃ、お化け屋敷か」と言うたんですけれども。みんな、後ろから見ております? だからそれは私が言っているんじゃない。町民が言っているんですよ。だから一日も早く公民館の整備をしてほしい。

そして教育長が今言われたように「今、耐震施設がありますから、耐震をした後にリニューアルをしたいと思う」と。これは大概普通の町当局の言う言葉だろうと思うんですけれども、じゃ、耐震をいつするんだと、そしていつリニューアルするんだと、現状のままほうっておくんかということを明確にお願いして、これは金もかかることでございますからやはり一日も早い耐震をして。町のこの役場の耐震は今やっている最中? 済んだんですか。Cランクとかと言っていましたから。しかし、いつになったら耐震するんですか。そしていつになったらリニューアルするんですか。お化け屋敷でいいんですか。私はこれを強く。これはきょう1日だけじゃないんですよ。何回も何回も言うことあるとよく言うんです。そして教育長初め学校教育課、そして生涯学習課は言いますけれども、やはりあれは公民館なんです。公民館の中に教育委員会がいるのか、教育委員会の中に公民館があるんかということなんですよ。私は教育委員会が場所がないから公民館の中に間借りをしておるという感じでございますけれども。それではっきり明確にしてほしいと思うんですよ。

公民館だったら公民館らしい施設があると思うんです。やっぱり生涯教育なんです。社会教育の殿堂としてきちっと整備をして。そんなに立派にせいとは言いませんけれども、せめて自分の家庭の部屋と同じぐらいにしてほしいなと、管理運営をしてほしいなというのが私の気持ちですから。

何かこれに対して反論がございましたら、ひとつ。

- ○議長(河合永充君) 教育長。
- ○教育長(青山慶行君) 反論は別にございませんが、非常にいろいろ指摘をしていただきましたので、また関係部署と話し合って、きっちりきれいにするということはできないと思いますけれども、それなりに何か努力してやっていきたいとい

うぐあいに思います。やはり生涯学習というのは学校教育も含む大きな教育のことでございますので、また考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今、教育長が言われたように、一日も早いリニューアルを 含め教育の場にしてほしいということをつけ加えて要望をしておきます。

余りいいことばっかりでない、やりたいことばっかり言って申しわけございませんけれども、次に芝原用水の水路についてお尋ねをいたしたいんですけれども。ついこの間聞きましたら、芝原用水は、志比堺から松岡の神明2丁目、室になるんですか、元水族館のあそこまでほとんど工事が終わりまして今年度いっぱいで完成を見ると聞いておりますけれども、そして私も「その後どうなるの」と言って聞いたところ、ああ図らずや、東の薬師の保育所のあそこから神明の2丁目、そこは私の地域ですが、そのまま残すんだと。そして「そのまま残してどうなるの」と言ったら「やはりきちっと塀して、何して」と。「それは水はあるの」と言ったら「水はないんです」と。「どうするの。雨水たまるでしょう。そしてその後、やはり雨水のところに蚊とかいろいろ発生するでしょう。そしたらどうするの。地域の住民に蚊取り線香でも配布するの」と言ってたんです。

そして「じゃ、塀するのいいけど、そこから水のないところを子供さんあるいは大人が落ちたらどうなるの」と。水深が何メーターあるかわかりませんよ。恐らく推測で水深が3メーター50から4メートルあるんですよ。「それに落ちたらどうするの。まあ上がれんわね。はしごでもしておくの」と言ったら、それは何も言わないんですね。やはりそのような状態で放置すること自体がおかしいと思うんです。恐らく建設課長から何か声があるかもしれませんけれども、「これは農林省の仕事ですから町は関係ございません」と言われるかもしれません。しかし、町として要望するものは要望していただきたい。そしてやっぱり安全なきちっとした施設にしてほしい。

そしてある課長に言ったんですけれども「じゃ、塀をするんだったら、何年かに1回ぐらいしかえるの」と言ったら「それは傷むまででしょう」ということなんです。傷むのは3年で傷むか5年か10年かわかりませんけれども、そのようなのが町の神明地区なんですよ。それでいいんですかと言いたいんですね。

やはり今後、農林省と、言うならば話し合いをしながらきちっと完成してほし いなと思いますけれども、する気あるんですか、ないんですか。1回お聞きをい たしたいと思いますけれども。

- ○議長(河合永充君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) それでは、お答えさせていただきます。

現在、芝原用水では、平成27年度の完成を目指して国営九頭竜川下流土地改良事業による九頭竜川下流域のパイプライン化を実施することにより、農業用水を再編して農業の発展と地域振興に資することを目的といたしまして事業を推進しております。芝原用水、松岡工区でございますが、延長が1,079メートルございます。平成21年の計画変更により住宅密集に対応するため、開削工法からシールドによる推進工法に変更いたしております。

松岡工区の工事関連でございますが、先ほど議員おっしゃったとおり平成24年の3月の予定で工事完成を目指しておりましたが、福井市での工事完了がおくれているため、パイプラインでの通水及び上部の工事完了は平成25年の3月に延びる予定と聞いております。

こうした中、芝原用水工事完了後、水路はどのようにするのかでございますが、まず国の計画では、松岡工区の施工地点でございます松岡志比堺から松岡東幼児園北側の2号トンネルはけ口、ここまでは143メーターございます。そこにつきましてはボックスカルバート等による暗渠により排水路を整備いたします。そして、あとの松岡東幼児園北側から九頭竜川へ通じる松岡放流口があるところでございますが、そこの326メートルにつきましては今後も雨水等の排水路として必要なことから既存の用水路を排水路として利用をいたします。また、九頭竜川へ通じる松岡放流口から現在施工いたしております調整槽、そこまでの188メーターにつきましては調整槽の余水吐けの排水路として必要なことから、上流へ向かって水路勾配を逆勾配にしまして九頭竜川に排水する計画とのことでございます。また、調整槽の余水吐けから県道中川松岡線を横断いたしまして施工終点でございます松岡上水道管理センターまでの422メーターにつきましては、管理用道路及び一部町道として整備をする計画でございます。

その中で上部利用につきましては、環境、また安全面など維持管理等の課題も あります。ということで、九頭竜川下流農業水利事業所とさらに協議、検討して まいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今、細かい数字ばかり並べられたんですけれども、やはり

芝原用水の跡をね。やはりしたならば、芝原用水の下をシールド工法によって推進していますから地下に潜るということですね。そしてその後は上はがらがらになるということですね。そうすると松岡の薬師のほうか神明のほうからずっと出てくる雨水がやはりパイプによって九頭竜川に放流しておるという事実ですね。間違いございませんね。そうですよね。

そしたら、そのパイプの上のその跡地を埋めるのか埋めないのかということなんです。埋めなくて、そのまま穴があいたままにしておくんかということなんですよ。そうすると危険性が伴うでしょうと私は言いたいんです。事故があってからでは遅いんです。事故の前にやっぱりこんなことを話し合いしながらきちっとするのが行政の仕事じゃないんですか。

そしてまた、これは農林省の仕事だと言うかもしれないけど、やはりそれをよく農林省と話し合いするのが町の窓口じゃないんですか。事故があっては遅いんですよ。だから事故前に、予想では、ずっと十郷用水やらいろんなところを見ますけれども、やはり全部ふたしてきちっと埋め立ててある。しかしながら、神明地区のあそこだけ、薬師から神明にかけて穴があいたままかということなんです。そしたらそこに水がたまるでしょうと、そうすると不衛生的になるでしょうと、蚊の発生地になるでしょうと、あるいはもしもそこに子供さんがよじ登って落下した場合、恐らく上がるのは不可能なような状態になるんじゃないんですかと、それでいいんですかと言いたいんです。

担当課長、ひとつ明確に今後どうするかということをやっぱりご答弁願いたいと思うんですけれども。

- ○議長(河合永充君) 農林課長。
- ○農林課長(小林良一君) まず初めに、調整槽の余水吐けから九頭竜川のはけ口まで、ここまでにつきましては国のほうの管理となります。というのは、余水吐けのはけ口として今の芝原用水を利用するということであります。その中で現在、フェンス、2メーター以上あると思いますけれども、フェンスで人とかそういうのが入らないようにということで防護さくもしてあります。この後も、まず環境面につきましては水路勾配を直すということで水はたまらないと思います。

その中で安全面でございますが、今の現況はフェンスしてありますけれども、 そのフェンスも利用しながら国のほうで人が入らないようにという方策はしま す。それと今度は九頭竜川の放水路のはけ口から東幼児園の北側、ここにつきま しては、国のほうは用水路としては整備できるわけでございますが、排水路とし ては今の事業の中ではできないという中で、これにつきましては町のほうが雨水の排水路として利用したいということで、国としては現在そのまま残すということで。ただ、今は人が入らないようにフェンス等でしてあります。今後もそういう安全面に関しては、今のがもし壊れていれば国のほうに補修、また維持管理等を今のうちにやっていただきます。

それと、先ほども言いましたけれども、まず環境面と安全面、工事までまだ1年ありますんで十分国と協議して、今議員の仰せのとおり、なるべくそれに沿うような形でやっていきたいと思いますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今、担当課長から説明ございましたけれども、私は本当に環境面から、いろんな安全面からやはりきちっと。よくなることはいいんですよ。やっぱりマイナスになるんじゃないかなと思うんです。だから私が言いたいのは、ちょっと言葉は悪いかもしれませんけれども、水が流れんかったら蚊の巣になる、そして両サイドに草が生えていますから蛇の巣になるということなんです。それでいいんですかと。現場も十二分に見て協議して、やっぱり永平寺町の町民のためになるように今後話を農林省と一緒に話し合いをしていっていただきたいなということなんです。

そしてもう一つなんですけれども、こんなことはないと思いますけれども、この議会が終われば「うまいこといったな」と言って、終わったらそれっきりではだめなんですよ。やはり追跡調査は必ずしますから。かつて私も「九頭竜川の立木が非常に多いじゃないか」と言って、建設と話ししますということを、建設課長だったかな、答弁したんですけど、したんかしないのかが我々には全然わからんのです。「したんですけどうまくいかんのです」と言うかもしれんけど。言いっ放し、聞きっ放しじゃだめなんです。やっぱり言ったことは必ず、私たちも言った以上は最後まで見届けます。だからそのつもりでね。担当課は聞きっ放しじゃだめなんですよ。必ずこういうふうなことを約束したら約束としてきちっと守っていただきたいと。そして我々も町民としてこういうふうなことはきちっと見ていきたいと思いますので、その点よろしくお願いをして、いい結果が得られるように何して。

そして関連しまして、今、芝原用水の工事をされる建設業者が現場として使っ

ておられる地域が神明2丁目の元町営住宅の跡地を利用しておるんですけれども、やはり来年の3月にこの工事が一応終わるということで、この跡をどうするんかなということ。担当課長の話からすると、水道局のあそこからあの地域まで埋め立てて町道としてというような話がございましたけれども、この地域をどのように活用していくのか、また開発していくんかなということを、もしも計画がありましたら1回お聞かせを願いたいと思いますけれども。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今工事やっておりますお話ですけれども、五松橋から来ました橋、相生橋というんですけど、あそこから上水道のところまで、今お話ししましたように422メーターあります。これをふさぐということであります。その一部を町道に考えております。今、町道、あそこのアニス松岡もありますし、あれは木ノ下とかがあるんですけれども、なかなか行きにくいものですから五松橋から今の住宅の土地のところに道路をつくりまして、そして今この川をふさぐものですから、そこを一部町道にしてあちらのほうへ出るようにしたいと思っています。

それで、たしか神明の住宅は8戸ぐらいあったと思うんですけれども、900 平米ぐらいあるんだと思うんですけれども、とにかく道路をつけまして、そして その相生橋から、上流のほうは今言うたようにちょっといろいろなことがあるんですけれども、上水道のところまでの422メーターの中の一部を町道として使 うようにしたいと思っています。今、農林省のほうへはそういう話をしてあります。

今ありましたように東保育所からの話もありましたんで、あそこを見ることになっていまして、ちょっと今、議会になりましたし、あこの事務所長からお話を聞いておりますのでそういうところも一遍見てきまして、とにかくふさがないところもありますので、そういうところがどういうことになっているかも十分見てきまして安全を保つようにお願いしてきますし、それから今のふさぐところはそういう考えを持っていまして、まだこれから詳細に設計をせなあかんと思うんですけど、この工事はまだもう少しかかりますので、24年3月ですけれども、その下流のほう、福井市のほうでまだできないところがあるんで実際は25年の3月までかかることになっていますので。そこを埋めますとちゃんと上部も舗装するようになりますので、町道にしますと舗装の断面の厚さをまた考えなあかんらしいんで、大型の車は通らないようにして通常の普通の車、普通の車と言うのは

おかしいんですけれども、普通乗用車が通る、そういうことであこを町道にした いと思っておりますので、これからもう少し具体的になりましたら議会にもお示 ししてそういう形をまたお願いしていきたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 14番、渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今、町長のほうから明細なご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

私の住む神明地区でございますけれども、どうしてもあそこの町営住宅の跡地がどうなるんかなというような区民からの声もございますので、やはり最終的にこういうふうな格好になるんですよと図面を出して我々に提起していただきたいなということをお願いをしたいと思います。

そして、また振り返って申しわけございませんけれども、芝原用水の水路の跡になっているところは、やはり地元町民とじっくりと話し合いして、こうなりますよということを説明をしていただきたいと思います。しておるんですか。していないでしょう。結局工事の進捗状況はよくやっておる。大林組さんから我々の町内に回覧板としてずっと進捗状況は何度もあるんです。しかしながら、町から私も上層部の利用に対して全然何も聞いておらないということを、知らないのは私だけかなと思いますけれども、我々も町民にわかるように今後連携をして、やはりいい地域づくりをしていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

また、くどいようですけれども、言いっ放し、聞きっ放しだけはやめるように 一つ念を押して、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

3時30分より再開いたします。

(午後 3時20分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、上田君の質問を許します。

16番、上田君。

○16番(上田 誠君) 16番、上田です。

それでは一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の質問は3問用意をさせていただきました。そのうち2問は同僚議員のほうからるる質問がありましたのでかぶるところがあります。ある面ではご答弁の中で重複したり、また質問の中で重複することがあるかもしれませんがお許しをいただきたいというふうに思っております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

まず1つは、消防、救急体制の統合により、町民の安全、安心の確保の充実を 早急に図るべきでないかというふうな点を質問させていただきます。これは先般、 議会と語ろう会で一つの 会からの近々の町内の動きの中の説明をした1項 目がこの消防庁舎の体制の問題についてありましたので、それを取り上げさせて いただきました。2点目です。特定用途制限地域の指定の内容の周知をというこ とです。これは先般、町のほうから特定用途制限地域の指定にかかわる地元説明 会がありました。その折、私も出席させていただきましたが、その点から質問を させていただきたいというふうに思っております。そして3点目です。これは下 水道料金の統一案の周知と理解を得るための処置はというふうなことを上げさせ てもらいました。これは下水道料金の統一が示されたわけですが、それについて 質問をさせていただく。その3点をよろしくお願いしたいというふうに思います。 まず1点目です。消防、救急体制の統合により、町民の安全、安心を確保する ために早急に図るべきでないか。同僚議員のほうからも、また今議会だけじゃな くてさきの議会、それから私も何回か質問したことを覚えているんですが、消防 体制の早急の対策をすべきじゃないかというふうなことを質問させていただきま した。

ご存じのように、消防の使命というところを読みますと、住民皆さんの生命、 それから身体、財産を保護し守る。また、住民の方々の安全、安心の確保を重視 してほしいというのが、いつも消防長初めそのような形でおっしゃっております。 この消防統合問題については、さきの消防組合、旧3町合併前の消防組合のと きに、ある面では何とかせないかんのじゃないかというふうに課題になった経緯 があります。消防組合立、これは昭和45年に発足して先般の合併前にその組合 の中で平成6年に消防庁舎建設特別委員会、それから消防庁舎統廃合特別委員会 というものを設置された経緯があるというふうに聞いております。その当時の平 成8年の委員長報告の中にも災害の複雑化、救急体制の高度化に対応するため、 また住民の信頼を、期待を得るために、またある面では職員がふえることに係っ て経費のかかることについて、その消防体制を考えないかんのじゃないかという ふうな形で設置されて、その答申の答えが出たというふうに書いてあります。その中で、最終的には平成10年にその報告の中で一応5年間の延長、そしてそのために必要な人員は確保しようというふうな形でその特別委員会はなくなったというふうに経緯はなっております。

そこで、その当時の問題となったのは、その当時、合併するに当たって防災の 道路の確保をどうしようかというふうな形があったそうです。それには当然のよ うに今現在、先ほど町長の答弁にありましたが、24年度を目標に機能補償道路 の整備計画が、そのときはまだ未定でありました。それから中部縦貫道も含めて の話ですが、そういう消防の防災道路の確保が難しいという点。それから、その 当時、組合立という関係もありまして、松岡地区、永平寺地区、上志比地区でど の場所に持っていくのが一番いいかということ。先ほど同僚議員のほうからあり ましたが、その地域の中での人口の比率のことであるとか、その当時の防災、ま たは救急体制の整備、要は近代化の整備の問題。いろんなことの中からそれにか かわるデメリットもあるんじゃないかということからの場所の設置の設定がうま くいかなかった点。また、その当時から町村合併が間近に控えているというふう な流れ。それからその当時、消防の広域化の話も全国的に出てきた。それから通 信システムの改良、改善の話。そういうふうな経緯の中から、その見送りがされ たというふうに聞いております。それで、本議会として9月の定例のときに消防 署統合推進特別委員会を設置した経緯の中から、議会と語ろう会というところで その住民の方々の意見を聞こうということでさせていただきました。

そこで初めての質問です。 1 問目ですが、現体制における現状の分析ということで現状における課題、それはある面では近年の社会的情勢からの体制の強化、それから住民の要求する、または必要とするサービスからの体制強化ということで、再度ではありますけれども、そのことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 消防長。
- ○消防長(中村勘太郎君) それでは、重複する部分もあろうかと思いますけれども、 ご答弁させていただきます。

近年の社会状況からの体制強化はということでございます。この点につきましては、現在、職員一人一人が常に消防の使命を自覚し、それぞれの持ち場において最新の技術を身につけるため職務に励んでおりますが、災害の複雑、多様化に対応するために特殊災害用の化学防護服を来年度予算計上する予定でございま

す。

また、救急業務の高度化につきましては、今現在8名の救命士の確保を基本と しておりますが、救命士も高齢化となるため、来年度に1名研修所派遣を計画し ているところでございます。

また、予防業務の専門家につきましては、消防大学校の火災調査科を受講した職員が1名、また予防技術の専門資格者も9名を育成、確保しております。今後も地域の安全、安心の確保のため、各種消防体制の強化を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

また、住民の要求するサービスからの体制はというご質問でございますけれども、現体制は、松岡、永平寺、上志比地区に署所を配置していることから近くに消防車、救急車があり、それだけで安心感があると思われております。しかし、さきに金元議員にもご答弁をしておりますとおり、総合的に判断しまして住民の安全、安心に対して、消防のプロの目線から永平寺町民にとって最大の効果が発揮でき、さらに消防体制の強化を得るようにさらなる消防行政の飛躍的向上を図ってまいりたいと、そういうふうに思っているところでございます。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

ここで今ご答弁いただいたように、消防体制の強化ということが年々叫ばれる中、またそれは社会情勢の中から非常に必要になっているというふうな点があるというふうに思います。それから、やはり住民の方々の要望、そういうことからも消防体制が必要だということになってきたんじゃないかというふうに思います。

それでは、現体制における現状分析からいきたいと思います。

合併前、先ほど言いましたように、その体制を強化するに当たって5年先送りになったわけです。その中で救急隊の、ある面では消防の事業を確保しようというふうな話がありました。そこで、合併前は一応43人から45人体制があったかと思います。それが今現在は36名の体制。これは先ほどもありましたように、本署のほうでは5名の3交代の15名、それから上志比が3名の3交代の9名、それから永平寺が2名の3交代の6名の計30名が交代制で勤務している。そして今現在、先ほど先般の町長の答弁がありましたように、それによって救急が滞っているというわけじゃないですけれども。

そういうことの中から現場から見た協力体制、それから住民から見た課題につ

いてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 消防長。
- ○消防長(中村勘太郎君) 合併後、合併前、また現在の体制の推移はというところで、町村合併により消防組合を解散し、町単独の消防本部で1本署2分署体制を 堅持してまいりました。また、時代の変化の中で高度な住民サービスを補完する ために職員の研修、派遣、また救急高度化に対応するための知識を深め、限られ た人数の中でこれまでいろいろと工夫して全体の消防体制を維持している現状で ございます。

活動状況、特に件数の多い救急統計から発生件数の内容、所要時間はというところでございますけれども、救急出動件数は、平成22年で587件。ここ数年は500件から600件の間で推移しております。事故種別ですと、急病が372件で全体の63%、一般負傷が100件で17%、交通事故で51件で8%となっております。急病の件数につきましては、高齢化に伴い、高齢者65歳以上が75%を占めております。また、現場到着時間の平均は約5分で、病院到着までの所要時間は平均25分となっております。

統合した後の推定時間と件数というご質問でございますが、例えば本署から現着所要時間につきましては、松岡の地区の平均所要時間が3.4分でございます。また本署から永平寺地区の所要時間は6.3分となっております。また、例えば永平寺分署からの現着所要時間につきましては、松岡地区平均所要時間が6.1分となっております。永平寺地区は4分でございます。上志比地区は7.7分で管内全体平均が5.8分となっております。ちなみに、平成22年の全国平均が7.9分となっております。

また、詳細につきましては、消防署の統合推進特別委員会でお示しさせていただきたいというところでございます。

また、出動件数につきましては、例年同様の出動件数と推測いたしますんで、 これはあんまり変わることがないかなと、500件から600件の間を推移する んではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

今ほどの数値は消防年報のほうに記載されております。私のほうも調べまして、 先ほど言いましたように件数は587件、そして平均時間は4.98分というふ うに書いてありました。ほんで統合した場合はどうかということもお聞かせいた だいたわけです。

これは先ほどの金元議員のところにもあったかと思うんですが、1本署2分署により職員の効率的な配置が結局分散をしているというふうな形で、当然これは今の1本署2分署の中でいかにその緊急体制を守るかという中から一番のベストをとっておられるとわかっております。その中でそれをいかに、その人員配置、その中には例えば職員の方々の勤務体系のことであるとか、そういうことの中から、また今の高度化する中から、例えば2名で出動するのがいいのか。先ほどのご答弁の中にありましたように、救急救命士を2名つけて、ある面ではその能力をアップするような形がいいんじゃないかというふうなご答弁もあったかと思います。

それで、1本署2分署の分散の中から見える協力体制の中でのデメリットというものと、それから、一つにまとめた場合のときのメリットとデメリットの差、 そういうものがあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今、1本署2分署体制ですけれども、メリットは、先ほども 消防長が申し上げましたように、地域の安心感があるということが大きなメリッ トだと思っております。デメリットのほうは、災害現場に行きますとそれぞれの ところから行きますので一体的な、どういうんですか、車両の到達が違うという ことです。1カ所に集まっていれば、3台行くなら3台一緒に行けますので、そ ういうところがメリットになると思っています。
- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ご答弁ありがとうございます。よくわかりました。

要は、私の言いたかったのは、今現在の1本署2分署の中でベスト的な体制、今町長ご答弁いただいたように、住民の方々に安心をいただくためにそういうふうな体制をとっているということです。しかし、その分散されたものを1カ所に集めることによってもっと強力な体制がとれるんじゃないかということです。分散によってある面では消防力の低下がある。それから緊急、救急のときにおいてのある面ではサービスの低下がある。それが一つに集まれば大分強くなるんじゃないかというふうなことを、消防の現場からの声も私はあるんじゃないかというふうに思っております。

それから、例えば有事の際、いろんな到着現場に来るわけですけれども、その

ときに当然ずれがあります。前回の同僚議員の質問の中にもありましたように数分のずれが出てくる。そうじゃなくて、1カ所から2台出動することによって、それがある面では効果的な消防活動もできるんじゃないか。そういう面でのその連携とか協力とかチームワーク、そういうものがやはり現場の声としてあるんではないかというふうに私は推測してその旨をお聞かせいただきたいと思ったんですが、ちょっと質問のあれが悪かったので大変申しわけなかったと思います。

また、そのいろんな装備の車、それが大型化することとか高度化することによって、先ほどちょっとご答弁もありましたけど、専門体制のいろんな知識を得るというふうなことが必要だと。それを守るためには、今現在の分散化した消防体制から、ある面ではまとめることによってそれが発揮できるんではないかというふうなところの思いがあってその質問をさせていただいたんですが、現場からの声としてはいかがでしょうか。

- ○議長(河合永充君) 消防長。
- ○消防長(中村勘太郎君) 現場からの1本部署体制と、また1本に絞った体制ということでのご質問でございますけれども、先ほど金元議員さんにもお答えしたとおりのことなんですけれども、まず火災の件から言いますと、やはり一極集中型ということで、火災現場に今現在は分署からは二、三名、また本署からは3名から4名という出動で別々な時間のおくれ等々でその現場に出動しているという状況でございます。それが一極集中化となりますと、一度に皆が指令を受けて、その事象を確知して、そういった体制で分析しまして2台またはペア出動でそういった限りある消防力を生かせていかれるかなというようなところがメリットかなというふうに思っております。

それと同時に救急出動もそのとおりでございますんで、以上でお答えとさせて いただきます。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

それと、先ほどもちょっと質問の中で私もうまく質問できなかったんですが、 最近の救急体制の高度化の問題、それから災害の変わった問題、火事といっても 結構昔の火事とは違うような状況にある。また、昔と違って、すぐ駆けつけるの はあれですが、今はそういう装備を持った車が行くことによって、その類焼も含 めていろんな延焼も含めて大火にならないような、そういう違いがある。そうい う面の昔と違う状況から考えると、ある面では一極集中も必要なんじゃないかな というふうに私も思いますし、現場のほうもそういうふうに思っているんじゃな いかというふうに推察をします。

そして、先ほど所要時間のところをお聞きしました。所要時間は、先ほどのようにやっぱり数分の違いはありますが、大きな変動はないというふうに見させていただきました。

それで、例えば救急業務にしても当然最初に早く駆けつけるのが第一番ですが、 今、救命救急、要は現場に到着した消防隊員がどういうふうな救命救急をするか によってその延命が保たれるというふうな形で、ある面では当然早く行くことも 大事ですがそういう面が結構大事にされている。そういう面から見ると、今言い ましたように当然安心感も住民の方には必要ですが、現実的な対応の形が必要だ と。それが最終的な救命に役立つように思うわけです。そういう中から、今、そ ういう形での一極集中にするということが、初動体制の強化であるとか専門体制 の強化、そういうものが活用できるんじゃないかというふうに思います。

それについて、現場またはそのご回答は何かありますか。

- ○議長(河合永充君) 消防長。
- ○消防長(中村勘太郎君) 先ほどからお答えしているとおり、いろいろなとらえ方、 現状からの問題点、またはメリット点、デメリット点、そういったことが今いろ いろいいことも問題もあろうかと考えられると思います。

それらを今、デジタル等、そういった事業にあわせまして26年までにこれを きゅっと締めてとらえていって、そういう統合に向けた、または今現在の形がよ いかどうかというのをとらえて考えていきたいというふうに思っている方向、今 の考えはそういうふうな方向でございますんで、ひとつよろしくお願いします。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

その後の質問をちょっと考えたんですが、消防を取り巻く環境の変化ということで、当然前の同僚議員、それから今までの消防に対しての質問の中から消防の広域化の現状が出てきていますよと。これは県内3ブロックに分けて、平成の、もうある面では結論を出すような時期に来ているというふうな形。それから同僚議員さん、いろんな方、今までに答弁ありましたけれども、消防、救急のデジタル化、これは法の改正によりまして平成28年5月にデジタル化の移行をしていかないけない。これについては町長の答弁もありましたように26年度に、今調査をしていて、どの場所にどのような形のそういう装置が必要かというのはして

いるという点。それから消防の指令業務の共有化、ある意味ではGPSとかでぱっと撮るやつですが、そういうものの、ある面ではいろんな諸般の事情もそういう形での協力体制をするための再編が必要というふうな形になっているというふうに思います。

そういう現状の中から、今までの前組合立のときにあった道路の問題、これは機能補償道路がもうできますよと。それから合併云々があるからという、それも合併も終わりましたよと。それから住民の意識ですが、先ほどの答弁、いろんなことがありましたけれども、同じ救急の安心もあるんですが、現実的に救急救命をするにはどうしたらいいか。そういうふうなことから考えると住民の方々の意識の変化も出ている。例えば昔ですと、3カ所にないと安心できないということから若干はある面ではきちっとした近代装備を備えて、いかにそういうふうな効率的なことをやるかというふうな形での安全、安心の変化もあるんじゃないかというふうに思います。

そういう中から消防体制の現状下での再編、また強化が必要と思うんですが、 また再度大変同じような質問になるかもしれませんが、そこらあたりの見解を町 長のほうからいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今、いろいろと角度を変えていろんなお話をいただきました。 これまでの消防体制とこれからの消防体制と言うとちょっとまだあれなんです けれども、非常に救急業務なんかが変わってまいりました。それで件数も大変多 くなってまいりました。これまでもそれぞれ機能を果たしておりましたけれども、 そういう中でこれからの新しい消防の体制をどう考えていくかということは非常 に大事であります。

それで、今申し上げておりますように、金元議員さんにも申し上げましたけれども、伝搬調査をやっておりまして、どこへ無線の装置を置くのが一番有効ということも今出てまいります。そういうこともありますし、それからそうなってきますと各地域の到達時間のこともありますし、そういうこともあります。それでそれを一つにするかどうかということが大きな課題でありますので、そういうものを含めて十分考えていきたいと思っております。

それからそれに要する機器の整備もありますし、さきに申し上げましたように、 建物は建てられないかわかりませんけれども、既設のものを活用した場合にどう いう形で整備をしたらいいかということも今検討に入っています。 これからとにかく新しい体制の中で新しい消防の体制をこれからつくっていくということの中で職員の問題もありますし、申し上げましたが勝山37名。あそこはずっと前から、永平寺町43名のときぐらいから37名で来ております。そういうこともあります。今、永平寺町は36名ですけれども、1人は防災航空隊、県のあそこへ行っておりますので、まだ来年1年あるんかと思いますし、そういうこともありますし、救急業務の研修もあります。いろいろなことで職員も、そこに勤務している場合もありますけど、よそで仕事をしている場合もあります。特に救急なんかは医科大学で研修がありまして、行きますとあそこの救急のところに永平寺町の消防の職員が、「永平寺町消防」と書いてあるそこで働いている場合もありますので、いろいろなところで人が分散している状況になってまいりました。そういうことで人数も、ことし2人採用しまして、来年もまた2人か3人したいと思っておりまして、数を減らさんようにしたいと思いますし。

そういう中で、やはりこれまでも永平寺の分署が非常に手薄ということで、2 名でありますので、そこが非常にこうなっておりますので、そういうことを含めて早い機会にその考え方を示せというお話もありましたんで、早い機会にそういうことを示して、どういう段階で整備していくかということを議会と十分相談していきたいと思いますのでお願い申し上げたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) 前向きなご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。ぜひとも早急な方向性をお示しいただきたいというふうに思います。費用の件、それから高層化ということも含めて、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思っております。

その後、消防の自主防災組織と消防士の話の質問も考えていたんですが、消防 士のことについてはほかの同僚議員もその旨について質問しておりましたので、 防災士の話はちょっと割愛させていただきたいと思いますのでよろしくお願いし たいと思います。

続いて、2問目にいきたいというふうに思います。

2問目です。これは特定用途制限地域の指定、その内容の周知をということであります。

合併をして5年が経過しました。私もそうなんですが、住民の方々も合併をしてそれぞれ上志比、永平寺、松岡というのが、ようやく永平寺町、同一地域やと 一体感が、県下の中でも、また住民の方々も意識できるような、私もそうだった んですが、5年たって実感するようになってきたんじゃないかなというふうに思っております。その中で、当然今まで町長初め行政のほうから、町のあるべき姿またはこういうふうな形での永平寺町をつくろうということでその牽引的な役目を果たすのが行政の役割であり、その指針、また方針、方向性を示すのがそれぞれの計画書。またそれを守り、また規範となるようなのがそれぞれ条例とか指定に当たるんじゃないかなというふうに思っております。このことから今般の指定もあるんじゃないかというふうに思っております。

それでちょっと見ますと、20年の3月に永平寺町の総合振興計画、こういう 形で出ております。その中で、そのまちづくりの中で、この10年間のまちづく りの将来像として町長は「うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち えいへいじ」 を目指して、すぐれた歴史や伝統文化、自然の環境を守りながら、最大限に生か しながらつくっていこうというのがこの総合振興計画。これは先ほど副町長も、 この前の答弁の中にもありましたけれども、この振興計画に基づいて進める形だ ろうというふうに思っております。一方、ご存じのように、旧松岡町は川のこち ら側が福井の都市計画区域が入っております。そして御陵地区のほうは嶺北の北 部都市計画区域に指定されて、そういう中から永平寺町といたしまして、その後、 準都市計画を平成19年に指定する区域を指定していく形になっております。

そこで、その永平寺町を取り巻く中で、今回、この用途地域の指定が出てきたのはいろんな取り巻く状況が変わってきたんだよということで、その住民説明会が先般ありました。それを少し見せていただいております。その中で中部縦貫自動車道が変わることによって、同僚議員の中でもその開発と、それからそれを守り育てるというのはどうしたらいいかという中での質問があったかと思うんですが、各インターチェンジの整備によって公共交通も、また観光交流の活用、それからいろんな開発、発展。これはにぎわいとか居住とか経済とかそういうふうになるわけですが、そういうものの状況が変わりつつあるということ。

そして一方、平成16年に、これは国ですけれども景観法が制定されました。 それと同時に平成18年、合併後、永平寺町は景観行政団体になりました。そういう中から、先ほど言いましたように、平成19年に準都市計画の指定区域、そして平成20年には永平寺町の景観計画も策定され、また同じく永平寺町の環境基本計画も策定されています。環境基本条例も当然つくっておるわけですが、そして平成21年には、先ほども同僚議員の中にありましたように、都市計画マスタープランを策定する。そして今回、きょうの先般の町の中から同じく永平寺町 の景観計画、そして景観条例の施行が12月1日から起きますよというふうなこのパンフも入っておりました。そういうふうな中から用途制限地域の指定がされるということになった経緯があるんじゃないかというふうにも思っております。

その用途制限地域の指定によるねらいとかというものはここに書いてあるわけですが、再度これについてその内容または目的、それからどうあるべきかということについて若干お知らせいただければ幸いかと思います。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) まず、指定の目的と申しますと、今議員さん仰せのとおり、景観行政もかなりの進捗が進んでおります。今年12月1日より景観条例も制定されるというようなこともおっしゃったとおりでございます。

そういう中で指定の目的と申しますと、やはり永平寺町の環境、イメージやそういうふうなものを守ることにございます。また、学術都市でございます御陵地区の一部や準都市計画区域、旧永平寺地区あるいは旧上志比地区の両地区におきましては、現在のところ、建物の用途に関する制約が全くございません。そういうような中でパチンコ屋とかラブホテルなどの建設に対し、法的な規制をすることができないということから、これらの望ましくない建物を今回規制をさせていただくために特定用途制限地域を指定させていただくということでございます。

制限の概要につきましては、基本的には現存する店舗、工場などが不適格とならない程度の比較的緩やかな内容としております。ただし、志比南地区の中部縦貫自動車道よりも南側、これにつきましては、大本山永平寺への参道というイメージを守るため、他の地区と比べやや強目の内容となってございます。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

今ご説明いただいたように、この中のを要約していただきました。私もちょっと見させていただきました。その中で今回の指定によるそのねらいは、当然地域の活力、そういう推進と維持するためには、先般ありました都市計画マスタープランということで認める開発の立地、そういうものの開発の点をそこで丸めてはプランとして練っていこうと。そして今回、良好な環境の保全を守るため、イメージを損なわないような開発をどうしたらいいのかということで、今言いましたように特定用途制限地域を指定することによってそれを守りましょうと。それから先ほどご案内しましたように、景観の配慮、いろんな確保、こういう環境を守

っていこう、そういう確保をしていこうということで、永平寺町の景観計画、それとか環境基本計画が示されたというふうに認識しております。それは今、当然5年たちまして、永平寺町がどのようなまちづくり、どのようなまちにしていきたいかというのが、ここにある面では織り込まれているんじゃないかなというふうに思います。

それで、先ほど冒頭に言いましたが、5年が経過して永平寺町一体感というのが、私も含めて町民各位に持たれるようになってきた時期じゃないかと。そういう中から今回、一連のそういうものの方針をもっと周知し、もっと広めて、そして町民の方々に同じように協働の立場からまちづくりに携わっていただく。そういうふうなことから「もっと、もっと、もっと」という言葉を使いたいんですが、その周知またはそういうものを前面に押し出すべきじゃないかというふうに思います。

それで、先般5カ所で開催されたわけですが、そのときの状況、またその意見の状況等、またありましたらちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) 周知に関しましては、去る10月21日に指定の概要を 記載した通知をまず各戸配布させていただきました。議員仰せのとおり、11月 8日より町内5地区で説明会を行わさせていただいたところでございます。これ は都市計画法の16条第1項により、公聴会、説明会等による住民の意見反映と いうことで定められていることから、このようなことをさせていただいたところ でございます。

また、特に周知というお言葉でございました。それで、特に松岡農業構造改善センターのほうで開催させていただいたときには、まず夕方の6時に広報車を走らせていただきました。また、永平寺の生活改善センター並びに志比南小学校、それと永平寺開発センターにおきましては、18時30分と19時に防災無線でこの指定に係る説明会のお知らせを周知させていただいたところでございます。また、サンサンホールにおきましても前日の7時30分、これ当日朝の6時45分、これは上志比地区のほうがこういうような防災無線のお知らせをする時間が決まっているということからこの時間にさせていただいて、特に周知に対しての努力はさせていただいたところでございます。

今後、こういうことですべて周知がされたというように考えるのではなく、説

明会で提示させていただいた素案についても修正を加えたものやそういうふうな ものを広報や、あるいはホームページ、いろんな媒体を通じて周知をさせていた だくとともに、また縦覧による意見収集も行っていきたいと思っております。

意見の中で聞かせていただいたことを申し上げますと、やはりいろんなことを 制限してしまうのではないかと、今後やろうとするようなことの制限につながり はしないかというようなことも出てまいりました。そういうことも含めていろい ろなことを今の検討を十分に重ねているところでございます。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。いろんな形で周知いただきたいか と思います。

ただ、もう一つ、私の周知のほうは、今これがこういうふうに決まって、永平 寺町はこういうふうな形の景観を守りながら発展してそれをしましょうというの をいろんな機会、この用途指定を指定するための説明会というんじゃなくて、永 平寺町が今後どのようなまちづくり、こうしていこうということをそのいろんな 計画の中から含めて、5年たった今ですからこそ、また状況がいろいろ変わる中からそういうふうな周知の仕方、例えば先ほど町長からありましたように、町民の方々のいろんなコンタクト会を持つというふうにおっしゃっていました。その中にもやはりこういう形での指定用途地域も含めながら、こういうふうな動きのまちづくりですよというのをぜひ周知をいただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) これは先ほども川崎議員さんからのご質問にもございましたように、振興会組織等々につきまして、またまちづくり懇談会、先ほども町長が申しましたような場所をうまく利活用させていただいて、今後皆様に周知をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。
- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) それでは、内容の検討とスケジュールはというところでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

特に私、志比南地区、大本山永平寺地区のところにあるんですが、その高速道路は南側ということですが、やはり現在操業している工場また事業所の取り扱い

で1.2倍のところしか認めないよと。それによると、今、永平寺ブランド、地域ブランドとして、ある面では南地区も含めて永平寺というものを基盤にしながら商売をなさっている工場であるとか事業所があります。そこが拡張移転のために移転をしたいと。それは例えば永平寺ブランドを持って、変な話じゃないですが、違う地域へ行くよりも永平寺のところでやりたいという場合はこの用途制限のこれにひっかかるんじゃないかというふうに思います。そういうことから永平寺ブランドのイメージの立地ということから考えると、今現在ある事業所、そういうものに対しての、ある面では取り扱いについてはもうちょっと検討が必要じゃないかというふうに思います。

また、それの適用除外というんですか、そういうものはどういうふうなことがあるのか、またそういうことは考えていらっしゃるのかということも含めて、その方向性をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) 大本山永平寺地区のほう、参道地区、これにつきましては先ほども申しましたように、イメージを高める、守るために他地区よりもやや強目になっていると。しかしながら、今現在ある事業所につきましてはそのまま工場も何ら問題がないと、倉庫も何ら問題がないということになっておりまして、先ほども議員さん仰せのとおり1.2倍までの拡張もできると。ただし、それが3,000平米を超えている場合の1.2倍ということではなく、あるいは3,000平米以下であっても、1.2倍をして3,000平米を超える場合でしたら、これは規制として対象となります。

ですので、例えば永平寺地域のブランドを持ってそこへ入りたいといった場合の問題ですけれども、これは工場として、じゃそれが永平寺ブランドなのかどうかと。永平寺ブランドでないものもすべてオーケーになるということになります。そのブランドがあるかどうかというのは非常に抽象的な規制としてなってしまうというようなことから、今回、今のところ、その参道地区についても工場についてはご遠慮願いたいというような規制の方針をさせていただいたと。これをブランドで了解するのかどうかというところに非常に問題が出てくるということから、今、素案の中ではそういうふうにさせていただいております。

また、適用除外の件でございますが、これについてはただし書きを添えさせていただいて、そういう町に対して資するものであれば、今後そういうただし書きの中で運用をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ぜひともその運用に当たっての、今言うた取り扱いについては、再度吟味できるものは吟味していただきながらそういうことをぜひ周知していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、時間もあれですので3間目にいきたいというふうに思います。

3問目ですが、下水道料金の統一、その周知と理解を得るための処置は必要でないかということを取り上げたいというふうに思っております。

先般、全員協議会と、また今回の議会に条例としてその統一案についてのが上がっております。合併のとき合併協議の中で公共料金の統一という、これは全国的にどこでも同じであると思います。その中のその統一の考えというのは、ここの中に書いてありますように、ある面では住民の方々の平等原則のところから平準化して統一するというのはわかっております。

そこでちょっと状況の中を確認させていただきました。それで今回の大きな違いは、上志比地区の今までの料金体系が定額制、そして永平寺と松岡においては従量制がずっと適用されておりましたということです。それから数値的に見ますと、上志比のほうは883件、それから永平寺は1,738件、それから松岡は2,005件、そして今、吉野の農業のほうが222件ということです。そこでちょっと注目したいのが年間使用料です。平均ですけれども、上志比のほうが3万9,009円、それから永平寺が5万950円、そして松岡が4万1,415円と4万2,792円。それぞれの単価がここに書いてありましたが、95円と158円と133円と130円というような形になっております。

それが5年経過の中から、ある面では平準化するという必要性があるということなんですが、再度その中でこの統一をするに当たっての体系も含めて、変更についてのご説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 満君) それでは、ご説明をさせていただきます。

現在の下水道料金につきましては、合併前の旧3町村の体系及び料金を引き継いでおります。松岡地区と永平寺地区におきましては、使用水量による従量制となっております。10立方メートルまでの基本料金につきましては、松岡地区は1, 155円、永平寺地区におきましては1, 575円、超過料金につきましては、11から50立方メートルまでは同額で、51立方メートル以上では金額が

異なっている状況でございます。上志比地区におきましては、一般家庭で基本料金1,575円、人数割1人当たり420円の定額制となっており、毎年4月1日現在の住民基本台帳の世帯人数で料金が賦課されております。

今回の改正内容につきましては、先ほど上田議員さんも仰せのとおり、住民平等の負担原則の観点から使用水量に応じた使用料負担をお願いする従量制となっております。それによりまして全町の統一料金に改正をするものでございます。そのため、上志比地区につきましては、先ほど申した定額制から従量制へと移行となります。また、統一の料金につきましては、御陵地区が五領川公共下水道事務組合の処理区域となっており松岡地区料金と同額に設定をされていますことから、現在、この現行料金を維持する必要がございます。そのため、松岡地区の料金をもって統一の料金とさせていただくものでございます。

以上、現況と改定内容についての説明とさせていただきます。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) ありがとうございます。

今、現況と改定の基本的な考え方、これから合併をして5年たつ、そのいろんな形での統一というのは、ある面では住民の方々も理解がいただけるような形かというふうに推測します。住民平等の原則、いろんな平準化のことも当然わかります。

そこで、一つ大きく問題というんですか、見ていただきたいという点がここであります。先ほど言いましたように、永平寺地区と松岡地区は従量制でありましたが、上志比地区は定額制でありました。その違いが大きくなっています。それもわかります。ただ、その料金体系も変わっていました。そこで今回、永平寺地区については、全世帯で見ても月当たり300円から400円の減ということであります。しかし、上志比地区を見させていただきます。上志比地区は年間3,500円から3万2,600円変わる世帯が何と57.2%、上志比地区の6割近くの方がこの金額で増額になる。そして、もうちょっと深く見ます。年間1万円から2万円を超える世帯が25%を超えております。そして2万円以上のところは10%です。事業所においては10万円以上を超えて、その料金は2.5倍というふうな形であります。これは上志比地区の4人から6人の世帯、ある面では一番子供も抱えてその量を使うところですが、その世帯もその中には46%、約半分含まれているわけです。そういう中から、今回のその一律料金改定がこれですよということは余りにもこれは異常な結果じゃないかというふうに私は思い

ます。

それで、12月の定例の条例改正案で、これは来年の6月1日より施行するというふうな形です。これについて私自身はえっというふうなこと、それは住民の方々もそれについては周知なのか、またはこういう料金が上がるということに関しては、ある面で事前に通達と言うとあれですが、お知らせ等、またはそういう懇談会等はお持ちになっていたわけでしょうか。

- ○議長(河合永充君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 満君) お答えをさせていただきます。

今議員仰せのとおり、上志比地区におきましては基本料金プラス人数割の定額制から基本料金プラス超過料金への従量制に移行するということで、体系並びに料金等も変化をしていくわけでございます。それで、あくまでもこれは使用水量等の試算の中ではございますが、上志比地区におきましては料金が下がる世帯が全体で50.1%、逆に増加する世帯が48.8%、同額が1.1%という状況となっております。

それで、重複する部分がございますが、上志比地区におきましては定額制から 従量制となります。現行の水道使用水量等で推定した使用料金の増減でございま すが、1人から3人世帯では最大で月840円の減となり、上志比地区全体では 1人から3人世帯では42.8%を占めると考えられております。また、4人世 帯以上におきましては、先ほど上田議員さんもおっしゃったとおり、料金的には 試算上では増加するものとなっておりますが、今後、使用水量等の実際にお使い いただく水量等の低下によっては当然使用料金が減少するということも想定をさ れる形でございます。また、事業所等においても、試算では12件が増加すると いう形での試算を現在持っている形でございます。

それで、先ほどご質問の中で、こういう形で料金体系が変わる、また料金の統一をということで住民の方々への周知についてはというご質問でございましたが、あくまでも使用料の条例等の改正も踏まえた上での一つお話かということで事前のお話等、周知等の説明会等は行っておりません。それによりまして、今回条例の改正をお願いしている中で条例改正ができました後に、住民への住民の説明会、また詳細等についての説明内容は各戸配布、行政チャンネル、またホームページ等、あらゆる行政媒体を通じまして住民への周知、またご理解等を願っていく形で考えております。

以上です。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) 私がこれの問題というんですか、ある面では質問しているのは、決まりましたよ、決まってしまいました、その決まった金額が余りにも大き過ぎるという点が1点。それから、当然のように5年間の中で統一しますよというふうな形で住民の方々もある面では統一があるよとわかっていながら、ぱっとふたをあけたら、ものの半年後にこんだけの金額が上がりますよというのでは余りにも周知の仕方が悪いんでないかというふうに思います。

当然のように議会でその条例案を改正した後、住民の方々には周知またはご理解いただく通知は当然必要でありますが、こんだけの差額がこのような形で行われる場合は、ある面では住民の方々にその周知をしながら、また理解を得るためにも緩和措置も含めながらその周知とご理解を求めるべきじゃないかというふうに思いますが、その点についてお聞かせいただきたい。

- ○議長(河合永充君) 下水道課長。
- ○下水道課長(清水 満君) 先ほど、1人から3人世帯につきましては、試算の上で最大840円の料金の値下げになると、また4人以上の世帯については、試算では値上げ等になるということでご説明をさせていただきました。

先ほど上田議員さんは年額ということで、月に12掛ければ年額にはなりますが、うちの試算としては月での差額等も計算をいたしております。それで上志比地区の4人世帯につきましては、推定でございますが、使用水量が月29立方メートルであれば、統一したことによって294円の値上げということでございます。確かに料金を統一したことによって、現行等の使用水量であれば金額的には値上げという形にもなろうかと思います。

しかしながら、当初、合併前の調整項目等でもございましたとおり、下水道の料金につきましては従量制で統一をすると。確かに今議員仰せのとおり、値上げ等については緩和措置等も必要というご意見も十分庁内等で検討をさせていただきました。しかしながら、一つ料金を統一することによって初めて住民の負担原則が守られるということで十分協議をした中で、今回につきましては緩和措置等は設けず、また事業所等の料金等につきましては、個別での説明も十分伺わさせていただいてこの料金統一につきましてのご理解を得ていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) 押し問答になるとあれなんで。私が言っているのは、やは

り増額幅に合わせて、ある面では段階的な処置、またそれは期限を切って1年後とかそういう面の段階処置も必要かというふうに思っております。ぜひとも、ちょっと私からすれば急激な周知になるんじゃないかというふうに思うわけです。ですからそういう面では、こういう場合がもしも想定されるのであれば事前にそういう旨をある面ではお知らせしながら、また議会にもこういう形で周知しながら、また出しながら条例の改正の議案とするという形で。

今回初めて全員協議会の中でその条例改正と料金統一が出てきて、今回の議会で可決することによってそれが決まっていくということに関しては少々乱暴じやないかというふうな気がしますが、町長のお考えとして、ある面ではそういうふうな緩和措置またはある面では期間の段階、1年後にはそれを最終的には統一するというふうなお考え等はなかったのか。または、それをこういう形にした経緯があったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今回の改定につきまして一番難しかったといいますか、そういう面につきましては、真ん中の料金に合わせることが非常に難しかったということです。特に松岡の料金に上志比と永平寺地区を合わせるということでありましたんで、相当県内のそういう合併したところも全部参考にしました。いろいろなことをやってまいりました。それで特にそういう一番安いところに合わせるのは一番楽なんですけれども、そういうことができなかったところが一番難しかった点なんです。それともう一つは、定額制と従量制のところもありまして、合併したところなんかでは従量制でそういうふうなところ、いろいろなところがありましたんで。

前回の全員協議会でもいろいろお話しいただきましたように、上志比地区のほうの負担の形が違うということが一つの、もうおっしゃるとおりなんですが、その辺も今後どういう形で、条例を議会に出しておりますので、そういうことも含めて今のような形でぜひともお願いしたいと思いますが、そういう中でまた考えることがありましたら。町も、こちらのほうも十分いろいろ考えたんですけれども、そういうこともまた、今の条件で改定をお願いしたいと思いますけれども、今後のいろいろな検討の中でさらにいい方法があればということもひとつまた、それも一つの考え方でありますので、そういうことも見きわめてまいりたいと思っております。

それで、何回も申し上げますけど、真ん中の数字に合わせるんで非常に難しい

ことがありました。もう一つは、各いろいろなところに聞きましたけれども、定額制と従量制とか、同じ取り扱いのところの真ん中というのもありましたし、今ありましたんですけど今回そういう形ですので、これまでの負担と違うところについては非常に迷惑をかける状況になりますけれども、その点またご意見をいただいて、今はこの形でお願いしたいと思いますが、またいろいろご意見をいただければと思っております。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) 最後ですけれども、この上志比の世帯は全町民の世帯からいくと10%ぐらいの方が上がるという形になります。私もこの定額制と従量制の違い、それから料金が統一して上がるということに関して、何も「すべてがおかしい。だからおかしいよ」と言っているわけじゃありません。当然住民の方々も理解はしていただけるというふうに思います。

ただ、思いますが、この出し方が、今住民の方々にはそういう話は、料金統一はあるよというのは合併当時からわかってはいますが、いつあるのかずっと何も音さたもなくて、今回ぱらっと出たのがこんだけの差額の大きい金額がもう来年の6月から始まりますよということに関して私は若干問題があるんじゃないかと。もっとそういうやり方には従前の対応をやりながら、そしてある面ではその緩和措置、期間も決めながらやってご理解をいただくというふうな形が非常にベターだと思いますし、そうすべきであったというふうに思いますので、私はそういうふうな立場でおります。

まだこの条例の決まった後でどうするというふうなところがあるんかもしれませんが、ぜひともそこらあたりの配慮ができるものかということも、ちょっと法的なところもあるんかもしれませんが、そこらも含めて、もしもそういう処置が考えられるんであればそういう面を考えていただきたいんですが、何かそんな処置的なのはあるんですかね。

- ○議長(河合永充君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 処置はありませんけれども、これ上水道の統一のときもそういうことがありまして、たしか上志比の地区が一番上がったんでないかと思っています。それでそういうことが、これ大事なことですので住民の理解を得られるように。たしか永平寺のほうは下がったんかな。ちょっと今あれなんですけど、そういうこともありましたんで、今ご意見はいただいておきますので、とにかくいい形のほうが一番いいと思いますが、上水のときもそういうことがありました

んで、たしか23年に統一しましたんで、そういうことも踏まえて、今はこのままでいきたいと思いますが、またご意見をいただくようにしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 16番、上田君。
- ○16番(上田 誠君) 私もこれで終わりたいと思いますが、そういう立場から考えると、これは私自身はちょっと納得いかないなというふうに思います。

ぜひとも、何年か前に上水道の値上げもあって、そのときもそういうふうな同じ形をとられたんでありますから、今回はそれの二の足をまた踏むんじゃなくて、そういう対応をしていただいてからその住民の方々に説明、理解を求めるべきであるというふうに考えてこの質問をさせていただきました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

(午後 4時38分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす7日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほど よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時 分 延会)